

モンゴル統治下の四川における駐屯軍

牛根靖裕

はじめに

モンゴル帝国は、チンギス・カン一族の支配者とする大小のウルス (ulus) の重層的な連合体¹⁾ であり、1260年にクビライがカアンに即位した後に支配した、いわゆる元朝においても国家構造の根幹は建国時と変わらなかった。モンゴル支配下の各地には漢籍史料で「位下」・「投下」、「分地」等と称される戸口や土地が、諸王族、公主(妃子)や駙馬、そして一部の勲臣らに配分され、税収や生産品が「湯沐之資」として供された。

モンゴルの諸王が直接には征服事業に参加しなかった南宋の地も同様であり、江南の「投下」の配分に関しては、植松正 [1996] は、投下分賜の実態についての基礎研究をおこない、さらに村岡倫 [1997] が、江南「投下」の分民戸口数は華北「投下」の分民戸口数と概ね同規模で、モンゴル高原の領有千戸数が基準となっていたこと、その配置も駅伝路に沿ってモンゴル高原における遊牧地の右翼・中央・左翼の配置に対応していたこと、「シリギの乱」(1276年～1281年頃)の中心人物たちは分賜対象者から外れていたことを明らかにしている。しかし、かつて南宋に属した四川地方に関しては、いまだ不鮮明なままである。

元代の四川の社会について陳世松 [1999] は、1235年からおよそ40年にわたる四川でのモンゴルと南宋との戦乱において、死去、あるいは俘虜となったり、山谷へ逃れ隠れ住むようになり、長江中下流域へ避難したりすることによる、大量の人口の喪失が四川の文化的な変化の大きな要因と説いた。ことに蜀学の担い手であった文人達の流出の影響は大きく、虞集・謝端ら四川に本貫をもつ流寓の文人達が多数、江浙、江西、湖広などの江南三省の路・州・県の学校や書院に関わっていったことを挙げる。その後の14世紀半ばに、湖広から四川に移住して無主の地を開墾して定住するものが多く見られるようになり、後に明・清と続く四川への移民状況の端緒がこの時代にあるのではないかと論じた。

四川のモンゴル軍について李治安 [2010a] は、史料上の「陝西蒙古軍都万戸府」と「四川蒙古軍都万戸府」が、実際には同一の組織であることを立証している。陝西省洛南県より出土した官印にパスパ字で「*moŋq' ol geun / du' uen šuay / huu džijin* (蒙古軍/都元帥/府之印)」と刻されていることから、その名称に附された地方名は便宜的なものであったとした。史料上に記される呼称が大徳3年頃を境として四川蒙古軍から陝西蒙古軍へと変わっていることから、鳳翔に府司を構えた「蒙古都万戸府」であることを論証した²⁾。指揮官たる都万戸の家系、「都万戸府」、「都元帥府」などの史料上の名称の違い、所属する組織についての考察など、再考すべき点はあるが、大徳2年末から3年にかけて、四川における諸軍の中心であった蒙古軍都万戸府が、四川から陝西へ移動していることの指摘は、陝西・四川の状況を考える上で重要である。また李治安 [2010b] は、モンゴルの四川地方への介入の開始時期から、至元23年の四川行中書省の設置を経て、14世紀に到るまでの四川行省の沿革を整理し、数度の分立と廃止・合併においては陝西行省との関連が強く、代々同地の探馬

赤軍を率い上述の蒙古軍都万戸府の指揮官を勤めた紐璘一族が影響力を持っていたことを説いた。

本稿では、元朝時代の四川の状況を、『元史』巻100、兵志3、屯田、四川行省所轄屯田の条の記す軍屯の情報をもとに検討する。

1. 国家歳入における元朝内での四川行省の状況

『文献通考』巻11、戸口考2に引用されている、宋の『国朝会要』の嘉定16年（1223年）の四川の戸口数は、戸2,590,012、人口6,610,831となっている。

表1 嘉定16年四川四路戸口数

成都府路	1,139,790 戸	3,171,003 口
利州路	401,174 戸	1,016,111 口
潼川府路	841,129 戸	2,143,728 口
夔州路	207,919 戸	279,989 口
合計	2,590,012 戸	6,610,831 口

一方で『元史』巻60、地理志3には、四川行省所轄（9路2府）の至元27年（1290年）の戸口数が記されている。

表2 至元27年四川行省の戸口数

成都路	32,912 戸	215,888 口
嘉定府路	—	—
広元路	16,442 戸	96,406 口
順慶路	2,821 戸	95,156 口
潼川府	—	—
永寧路	—	—
重慶路	22,395 戸	93,535 口
紹慶府	3,944 戸	15,189 口
夔路	20,024 戸	99,598 口
敘州路	—	—
馬湖路	—	—

いくつかの路の戸口数が欠落している上、モンゴル治下の戸籍管理は、軍戸や站戸、諸王位下や投下所属の匠戸、打捕鷹房戸、『元史』地理志記載の戸口数も、全ての戸籍を総合したものとは限らず、額面通りにはとらえることができない。しかし、四川が平定直後の至元19年当時、政府が把握していた四川の戸口数はわずか12万戸に過ぎなかった³⁾。長引いた戦乱の結果、人々は山谷に隠れ住み、情勢を見守りつつ暮らしており⁴⁾、四川のモンゴルが把握できていた戸口数は非常に少なかった。

南宋期の成都府路は、概ね元の成都路と嘉定府路にあたる。『元史』地理志の成都府路の戸口数は、嘉定16年の成都府路と比べても、戸数が約2.88%、口数が約6.8%でしかなく、半数にも遠く及ば

ない。利州路は元の広元路にあたり、沔州など秦嶺山中の諸州が鞏昌府へ、漢中盆地の興元府が興元路として陝西行省の管轄に移り、大幅に行政面積を縮小してはいるが、中心地だった利州（広元路）の戸口数は、南宋時と比べて戸が約 4.09%、口数が約 9.49% となっている。また興元路も『元史』地理志に記される人口は、「戸 2,149、口 19,378」という状況になっていた⁵⁾。

政府が把握する戸口数の大幅な減少は、国家歳入への四川地域からの税収の減少に如実に反映されている。『元史』巻 93、食貨志 1、税糧の「天下歳入糧数」によると、四川からの税糧は 116,574 石で、総数 12,114,708 石の約 0.96% しかない。

表 3 天下歳入糧数

腹裏		2,271,449 石	18.75%
行省	遼陽省	72,066 石	0.59%
	河南省	2,591,269 石	21.39%
	陝西省	229,023 石	1.89%
	四川省	116,574 石	0.96%
	甘肅省	60,586 石	0.50%
	雲南省	277,719 石	2.29%
	江浙省	4,494,783 石	37.10%
	江西省	1,157,448 石	9.55%
	湖広省	843,787 石	6.96%
(行省小計)		(9,843,258 石)	(81.25%)
計		12,114,708 石	

また同「天下歳入糧数」によると、元朝の税糧は「腹裏」と呼ばれた中書省が直轄している河北・山東・山西と、河南行省・江浙行省の税糧が総数の約 77% を占め、とくに江浙行省の比重は大きく 4 割弱に達する。それに対して、元朝の西半にあたる陝西・四川・甘肅・雲南の各省は、4 省を合わせても総額の約 5.65% であり、松田孝一 [2000] が論じたように、元朝の歳入における江浙行省への比重の偏りは顕著であった⁶⁾。

『元史』巻 94、食貨志 2 の商税に関しても同様で、四川行省は 16,676 錠 4 両 8 銭と総額約 939,512 錠の約 1.77% で、陝西・四川・甘肅の 3 省を合わせても、79,617 錠 29 両 (8.47%) であり、1 省でそれぞれおよそ 3 割に達する腹裏や江浙行省には比肩しえない。

歴代の中国の各王朝においては、四川は安定した農業収穫を見込め、茶や塩などの専売品を産出する地であったが、元朝下では『元史』食貨志にみられるように、国家歳入においてその重要性は格段に下っていたと考えられる。

四川行省とともに「天下歳入糧数」の少ない甘肅・陝西・遼陽・雲南の諸行省の地については、『永楽大典』巻 2607、御史台 2 所収の『経世大典』大徳元年 4 月の条において、「甘肅・陝西兩行省の部する所は邊遠にして、諸王・駙馬の焉に在り、錢・糧の供億甚だ重きを以て、雲南行臺を京兆に移し、陝西行臺と爲し」と記されていることが参考になる⁷⁾。甘肅と陝西には遊牧に適した地も多く、実際に諸王侯が遊牧する分封地が連なって存在した。遼陽行省・雲南行省に関しても、詳細は不明であるが、その所轄内に多くのモンゴル王族のウルスが存在していたことが知られている⁸⁾。

四川行省の管轄内に諸王の位下・投下に属する戸口の存在は、従来知られていなかった。しかし

近年公刊された『至正條格』第27巻、賦役、禁投下横科の泰定4年閏9月の案件は、1327年に荆王の王傅が元朝政府を通さず元額以上に税を徴収していたことを記している。これは四川廉訪司の監察地内に、オゴデイ家のコデン一族の荆王イス・エブゲン位下に所属する人々が、存在していたことを示している⁹⁾。中統4年(1263年)に、成都に設けられた西川行枢密院の職掌にも、「管四川軍民課税交鈔・打捕鷹房人匠、及各投下應管公事、節制官吏諸色人等、并軍官遷授征進等事」と、各投下に関する業務も含まれている¹⁰⁾。至元20年以降、南部の阿永蛮部が雲南の大理・鶴慶・曲靖とともに皇太子(燕王)チンキムに分地として与えられた¹¹⁾他は、その配分など不詳だが、四川地方においても、モンゴル諸王の位下・投下へ、戸口が配分されていたと考えられる。「天下歳入糧數」における四川行省の額の少なさも、各投下の戸からの税収が、それぞれの主のもとへ供給されていたためと思われる。

2. 四川に駐屯したモンゴル軍諸營

1235年秋に開始された四川侵攻は、当初、河西の西涼州に分封されたオゴデイ家のコデン太子を主帥として、同じくオゴデイの子クチュが統帥する河南・兩淮侵攻、ジョチ家のバト、オゴデイ家のグユク、トルイ家のモンケらが参加した南ロシア草原遠征と対応して行われ、具体的な陣容と編成は明らかになっていないが兩遠征軍と同様に、各王家から抽出された諸軍を、各家の河西(旧西夏)領を預かる王族が率いて参加する形であったと考えられている¹²⁾。一年に亘って四川全域を蹂躪して遠征軍が撤退した後は、各王家はチベット高原へも矛先を向けており、1258年から翌年にかけてのモンケの親征時を除いて、四川へはそれぞれの王家からの四川担当の集団や、辺域鎮成のために編成された探馬赤軍が派遣された。彼らは都元帥の肩書きをカアンから与えられた塔海紺ト、帖赤火魯赤、太答兒・紐隣父子、欽察、哈刺らの監督の下で四川攻略にあっていた。

南宋との戦闘で四川へ投入された諸軍には複数の系統があった。その時折のカアンのケシク(宿衛)出身の指揮官たちの下、耶律朱哥・劉黒馬・石抹狗狗・夾谷龍古帯ら一族¹³⁾に率いられた西京(大同)附近と京兆府・興元府を基盤とするグループ。河東南部の太原路・平陽路と京兆出身で太宗期に関中守備に充てられたグループ¹⁴⁾。1235年に降った汪世顕を代表者とする鞏昌便宜都総帥府¹⁵⁾。宋から降服し登用された者。そして西夏や西ウイグル国出身で、河西(甘肅)～ウイグルスタン間に分封された諸王に従って軍を率いた者たちである。

チャガタイ家所属のオングト部出身の千戸長按竺邇は、一時河西の山丹に駐屯しており、彼の一族に率いられた一軍は、祁山の西麓の礼県近郊に拠点を立てて西和州・階州・文州の南、及び西蕃辺境の守備を担い、後に礼店文州蒙古漢軍西番軍民元帥府を形成する¹⁶⁾。別の一軍を率いていた探馬赤は、1235年の四川遠征時は、「諸王沒赤」に従っている。按竺邇も同時期「宗王穆直」にしたがって陰平地方を經由して成都でコデンの軍と合流している。「宗王穆直」・「諸王沒赤」はともにチャガタイの子モチ・イエベ(Moči Yebe)と考えられ、両者は行軍をともにしていた可能性が高い¹⁷⁾。また探馬赤は後に碉門・黎・雅・土蕃を担当する蒙古漢軍万户となり、至元9年の西平王アウルクチが指揮したチベット・雲南・四川の折衝地帯にあたる建都(現在の西昌市)への遠征、四川平定後は崇慶府達魯花赤も兼任していることから、チャガタイ家に縁の深い兩軍は河西のチャガタイ領である山丹一帯からチベット高原の東端の草原を經由して四川盆地の西隣の地を担当していたと

考えられる¹⁸⁾。

河西においてチャガタイ家の東の西涼州・永昌府を本領とするオゴデイ系のコデン家では、コデンに摂取されオゴデイ家との縁を結んだ隴右や平涼の金の陝西残存勢力は、鞏昌の汪世顕の下にまとめられ鞏昌便宜都総帥府を形成する。汪世顕らはコデンの尖兵として秦州から南下して利州（広元）を經由して四川盆地に入り、成都へ至った。彼等はモンケの時代に利州に屯田し、以後、利州（広元路）を策源地として、四川経略に係わるようになる。クビライ即位後、総帥府の将兵は嘉陵江に沿って南下して南宋から降服した諸軍とともに青居山に拠り、合州と対峙しつつ四川東部の経略に従事した¹⁹⁾。四川平定後も鞏昌便宜都総帥府と嘉陵江流域の関連は保たれており²⁰⁾、また汪氏は、甘州に設けられた征西都元帥府に一族の者が兵を率いて就いていた²¹⁾。鞏昌便宜都総帥府の諸軍は、鞏昌府・隴右や六盤山一帯から祁山の東麓を東南に下って四川にいたり、また逆に河西を西へも移動していた。松田孝一〔1992, 1993〕が言及するように、チャガタイ家、オゴデイ家に属する各集団は、河西・隴右・四川そして雲南へとチベット高原の東の縁に沿う隣り合う地域の軍務を担当しており、これらの地域の政治情勢は、各集団の動向に密接に関連していた。

その他の四川へ派遣された集団には、中統3年の李壇の乱後に軍閥を解体され中央の侍衛親軍へ編入されていた巖忠範など、山東との縁をもつものも散見できる。後には至元9年に陝西に分封された安西王マンガラ麾下の軍団も一部投入された²²⁾が、四川の趨勢が明らかとなった至元15年8月1日には、四川へ派遣されていた侍衛親軍の引き上げが決定しているため²³⁾、侍衛親軍同様に中央のクビライの許から派遣されていた将校や軍は帰還したと考えられる。

元朝では、軍事に係わることは中書省や枢密院のほかは関係する一部の人物を除いて、その情報に係わるが厳しく制限されていたようで、カアンのケシクにいたっては、監察を掌る御史台の官も関与することが許されておらず²⁴⁾、平定後の四川に駐屯していたモンゴル軍に関しても、その全容を記している史料はみられない。ただ断片的にどのような軍団が配備されていたのかを示す史料が、『元史』巻100、兵志三、屯田の「四川行省所轄軍民屯田二十九処」の条にあり、四川行省所管の軍屯20箇所が記されている。

矢澤知行〔2004〕は、モンゴル政権下の兵制と元朝の奥魯制・屯田制をおり、その内容をまとめると次のようになる。総括して元朝の屯田は、国家のあらゆる地域に設置されており、その半数を軍屯が占める。ただし各屯田の分布は地域偏差が非常に大きく、陝西・四川・湖広の各行省所轄の屯田においては、その屯田面積の内訳は概ね民屯であるが、北方の嶺北・遼寧、南方の江浙・江西の各行省所轄の屯田は、ほとんどが軍屯となっている。また設置規模も屯田ごとの差が目立ち、軍屯は一戸平均50畝を基準としているが²⁵⁾、河南行省では一屯田の規模が大きく、河南行省の4所の屯田地の広さは約6,480,000畝に達し、全国の屯田のおよそ4割を占める。逆に四川行省の屯田は、設置屯田数こそ29所と、枢密院（15所）・雲南行省（12所）を上回り全国最多となっているものの、各屯田の規模は非常に小さい。もっとも大きな特徴として、全国的に南宋との戦争終結以後に設立されたものが多く、「大元ウルスの軍屯は、全国に展開する諸軍団の軍糧を供給することが主目的であり、軍民屯や民屯もそれを補うように各処に設置されて、農業生産の回復と発展や、辺境の開発促進が図られたもの」とされている。また好並隆司は四川・雲南は遠地であり、独立的傾向があった可能性を指摘される²⁶⁾。

では、四川行省に駐屯し屯田していた軍団には、どのような集団があったのかを次に見てみたい。四川行省所轄屯田を、『元史』巻100、兵志3、屯田をもとに表4を作成した。

表4 四川行省所轄諸屯田（『元史』卷100、兵志三、屯田、四川行省所轄軍民屯田二十九處）

	官署名	開設年	所在地・構成	戸(人)数	耕地面積	平均(畝)
1	広元路民屯	至元13年	(至元13年) 襄州刷到無主人口10戸; (至元18年) 發新得州編民77戸	87戸	(田9頃)	
2	叙州宣撫司民屯	至元11年	(至元11年) 西蜀四川經略使起立屯田; (至元15年) 長寧軍・富順州等處編民475戸; (至元19年) 簽160戸;(至元20年) 叙州簽民1,900戸;(至元25年) 富順州簽民608戸; (至元27年) 取勘析出屯戸284戸; (元貞2年) 復放罷站戸1,017戸	4,444戸		
3	紹慶路民屯	至元19年	(至元19年) 本路未當差民戸内簽23戸; (至元20年) 彭水縣籍管萬州寄戸内簽撥20戸; (至元21年) 簽彭水縣未當差民戸32戸; (至元26年) 屯戸貧乏者多負逋、復簽彭水縣編民16戸補之。	91戸		
4	嘉定路民屯	至元19年	(至元19年) 簽亡宋編民4戸;(元貞元年) 撥成都義士軍8戸	12戸		
5	順慶路民屯	至元12年	(至元12年) 簽順慶民3,468戸;(至元19年) 復於民戸内差撥1,336戸;(至元20年) 復簽212戸	5,016戸		
6	潼川府民屯	至元11年	(至元11年) 簽本府編民及義士軍2,224戸; (至元13年) 復簽民142戸;(至元21年) 行省遣使於遂寧府擇監夫之老弱廢疾者、得46戸	2,412戸		
7	夔路總管府民屯	至元11年	累簽本路編民5,027戸;新附軍内簽老弱56戸	5,083戸		
8	重慶路民屯	至元11年	江津・巴縣・瀘州・忠州等處簽撥編民2,387戸、并召募。	3,566戸		
9	成都路民屯	至元13年	(至元13年) 簽陰陽人40戸;(至元22年、簽瀘州編民97戸;(至元31年) 簽千戸高德所管民14戸	151戸		
a	保寧万戸府軍屯	至元26年	「本府在營士卒、及夔路守鎮軍人、止於保寧沿江屯種。」	1,329名	田118頃27畝	8.899畝
b	叙州等處万戸府軍屯	元貞2年	叙州宣化縣囗上下荒地	遂寧屯軍239人	田41頃83畝	17.502畝
c	重慶五路守鎮万戸府軍屯	延祐7年	重慶路三堆、中槽、趙市等處	軍1,200人	田420頃	35畝
d-1	夔路万戸府軍屯	至元21年	「從四川行省議、除沿辺重地、分軍鎮守、餘軍一萬人、命官於成都諸處擇膏腴地、立屯開耕、爲戸三百五十一人、爲田五十六頃七十畝、凡創立十四屯。」	351人	田56頃70畝	16.153畝
d-2	成都等路万戸府軍屯	(至元21年)	本路崇慶州義興鄉楠木園	299人	田42頃70畝	14.280畝
d-3	河東陝西等路万戸府軍屯	(至元21年)	灌州之青城・陶壩及崇慶州之大柵頭等處	1,328名	田208頃7畝	15.667畝
d-4	広安等處万戸府軍屯	(至元21年)	成都路崇慶州之七宝壩	150名	田26頃25畝	17.5畝
d-5	保寧万戸府軍屯	(至元21年)	崇慶州晋原縣之金馬	564名	田75頃95畝	13.466畝
d-6	叙州万戸府軍屯	(至元21年)	灌州之青城	221名	田38頃67畝	17.497畝
d-7	五路万戸府軍屯	(至元21年)	成都路崇慶州之大柵鎮孝感鄉・灌州青城縣懷仁鄉	1,161名	田203頃17畝	17.499畝
d-8	興元金州等處万戸府軍屯	(至元21年)	崇慶州晋原縣孝感鄉	344名	田56頃	16.279畝
d-9	隨路八都万戸府軍屯	(至元21年)	灌州青城・温江縣	832名	田162頃57畝	19.539畝
d-10	旧附等軍万戸府軍屯	(至元21年)	灌州青城县・崇慶州等處	1,002名	田129頃5畝	12.879畝
d-11	砲手万戸府軍屯	(至元21年)	灌州青城縣龍池鄉	96名	田16頃80畝	17.5畝
d-12	順慶軍屯	(至元21年)	晋原縣義興鄉・江源縣將軍橋	565名	田98頃87畝	17.499畝
d-13	平陽軍屯	(至元21年)	灌州青城・崇慶州大柵頭	398名	田69頃65畝	17.5畝
e	遂寧州軍屯	(至元21年)	(遂寧沿江曠土)	2,000名	田350頃	17.5畝
f (d-14)	嘉定万戸府軍屯	至元21年	「摘蒙古・漢軍及嘉定新附軍三百六十人、於崇慶州・青城等處屯田。二十八年、還之元翼、止餘屯軍一十三名」	屯軍13名	田2頃27畝	17.461畝
g	順慶等處万戸府軍屯	至元26年	「發軍於沿江下流漢初等處屯種」	656名	田114頃80畝	17.5畝
h	広安等處万戸府軍屯	至元27年	「撥廣安舊附漢軍一百一十八名、於新明等處立屯開耕」	旧附漢軍118名	田20頃65畝	17.5畝
				(民屯)20,862戸 (軍屯)12,866名	(軍屯) 2,252頃72畝	17.509畝

『国朝文類』巻41所収の『経世大典』序録、屯田「四川」も、同様の情報を載せる。しかし各屯田の設置に関する情報が無く、各数値も端数が除かれている。また『経世大典』序録は「潼川府民屯」の戸数を1,400戸、「保寧万戸府軍屯」の戸数を1,100戸としているが、ほかに考察材料が無いため仮に『元史』に従う。また広元路民屯の耕地が「田九頃」であったことを補えるほかは、遂寧州軍屯・嘉定万戸府軍屯の項が無く、軍屯も全て戸数で記されている点が異なる。以上のような相違点はあるが、両史料はほぼ同じ情報を有しており、各数値は『経世大典』が編まれた文宗の至順年間に近い頃の数値と思われる。

『元史』兵志の四川行省所轄屯田の情報は、所属の異なる他地域の屯田と異なる点がある。民屯9所は屯田戸数が記されているのみで、屯田面積が記されていない。軍屯の屯田面積は、20所を合計しても約225,000畝で、一人あたりの平均耕作面積は約17.5畝と平均が50畝である他地域よりも狭い。また河北に設けられた枢密院所轄屯田の各軍屯は概ね2,000人を屯田にあてているのに対し²⁷⁾、四川行省所轄の軍屯は平均すれば600人ほどと、屯田従事者の人数も小規模となっている。

四川行省所轄の軍屯には、同一軍団と思われる名称の屯田が重複して設けられていることも、他地域の屯田にはみられない点である。表4の保寧万戸府(a, d-5)、叙州万戸府(b, d-6)、広安万戸府(d-4, h)、順慶万戸府(d-12, g)の4万戸府軍屯が重複している。他にも重慶五路守鎮万戸府(c)と五路万戸府(d-7)も、同一の組織であった可能性がある。元朝の諸万戸府は、地名を名に冠する場合は、概ね軍団の編成地・構成軍士の出身地が万戸府の名称に用いられたが²⁸⁾、上記の5万戸府(a, b, c, g, h)は、万戸府の名称と同じ地域に屯田し、もう一箇所別に屯田を開いていたことになる²⁹⁾。遂寧州軍屯(e)も、至元21年(1284年)に西川(成都一帯を表す)の蒙古軍の糧食確保のために「遂寧沿江曠土」に設けられた軍屯と考えられるため³⁰⁾、遂寧州内に置かれたとみなせよう。残る14の軍屯(d-1~13, f(d-14))は、いずれも成都府路内の涪州青城県・崇慶州内に設けられている。

14軍屯の置かれた涪州青城県や崇慶州は、「大皂江」とも呼ばれ都江堰で成都平原の灌漑用に取水しない水を流した岷江の本流である「南江」の流域にあたる。掲侯斯の撰した「大元勅賜脩堰碑」³¹⁾には、僉四川廉訪司事の吉当普の監督の下で、至元元年(1335年)11月に始まった都江堰の大規模な改修事業とその成功を記念して立石された碑文である。文面には吉当普らの改修事業に先だって、涪州判官の張弘が私費を投じて実験的な築堰工事を行い、その結果と事業案を行省と州・県の長官と近隣の郷里の耆老とともに「蒙古軍七翼之長」へも利害を説き協力を仰いでいる³²⁾。その結果、この改修事業には「蒙古軍二千」も加わっていた³³⁾。都江堰の改修事業へ参加した蒙古軍7軍団³⁴⁾の詳細は明らかでないが、都江堰改修の影響を受ける灌漑施設付近、材木・石材の調達・運搬にかかわる地に蒙古軍が駐屯・屯田していたのは事実であろう。

またこの14軍屯について、夔路万戸府軍屯(d-1)の『元史』兵志の本条に、以下のように記されている³⁵⁾。

世祖至元二十一年、四川行省の議に従い、沿辺の重地を軍を分け鎮守するを除き、餘の軍一萬人、官に命じて成都諸處において膏腴地を擇び、屯を立て開耕せしむ。戸三百五十一人と爲し、田五十六頃七十畝と爲す。凡そ十四屯を創立す。

この一文が夔路万戸府軍屯のみについて記されていると判断するには、文末の「凡創立十四屯」の判断に窮する。陝西行省に設けられた陝西屯田総管府が、京兆の櫟陽・終南などの他に、京兆からはやや離れた鳳翔・鎮原・彭原などの計9箇所の屯田を管理したように、点在する屯田を管理したとも考えられるが³⁶⁾、夔路万戸府軍屯の規模は351人、田56頃70畝のみであり、14分割すること

に利があるとは考え難い。

『元史』巻13、世祖本紀10、至元22年8月戊申の条には、「分四川鎮守軍萬人屯田成都」という一文があり、上記の夔路万戸府軍屯の開設の翌年に、1万人規模という軍屯としては全国最大規模の屯田が置かれたこととなっている。『元史』や『経世大典』序録の屯田には、四川でのそのように大規模な屯田は記録されていない。しかし表4のd-1～13とf(d-14)の14軍屯のうち、d-2～13は屯田開設にかかわる情報を欠き、f(d-14)は至元21年に蒙古・漢軍と嘉定の新附軍(旧南宋の兵)360人を選んで崇慶州や青城県に屯田を開いたが、28年に13人を残して原隊へ還らせたという。これらの14軍屯は、いずれも涪州青城県・崇慶州内に設けられた点で共通している。嘉定万戸府軍屯(f, d-14)は大幅な規模の縮小がなされたことが別途記入されたものとすれば、上の夔路万戸府軍屯の一文は「爲戸三百五十一人、爲田五十六頃七十畝」のみが夔路万戸府軍屯の個別情報で、のこる文の内容は、d-1～13とf(d-14)の14軍屯の開設情報であり、世祖本紀の至元22年8月戊申の条は、前年から始まった14軍屯開設の報告記録と考えられる。実際に14軍屯の人員を、嘉定万戸府軍屯(f, d-14)を開設当初の360人で合計すると7,671人となる。元朝の万戸府の規模としては、7千人を超過するため屯田上万戸に相当する規模であり³⁷⁾、本紀に「萬人」と記載されることに不自然な点はない。『元史』巻60、地理志3、四川等處行中書省の涪州の条には、「青城陶壩立屯田萬戸府」とあり、同じく崇慶州の条にも「本州有屯田萬戸府」と注が附されているが、『元史』兵志、屯田の内容にしたがって解釈すれば、これらは同一の組織であったと考えられる。

成都の14軍屯と遂寧州軍屯が設けられた至元21年当時は、まだ四川行省は成立しておらず(至元23年に正式に分立)、陝西行省の官らが出向する形で軍・民を統べていた。旧南宋領には4つの行枢密院が設けられ、軍・民の官僚人事の別を厳にしており³⁸⁾、占領軍司令官が民政をも恣にし、状況に応じて各種の官署を乱立していた状態を改め、行政組織の整理と、軍備の再編が押し進められていた³⁹⁾。至元19年10月庚戌の条に⁴⁰⁾、

四川の民僅か十二萬戸なるも、設ける所の官府二百五十餘たるを以て、四川行省をして議し之を減ぜしむ。成都宣慰司を碶門に移す。利州及び順慶府の宣慰司を罷む。

と、四川でも、四川行枢密院が成都に設けられるに先立って、官府の削減と、至元16年正月以来、成都・広元(利州)・重慶・順慶を治所に置かれた4道の宣慰司のうち、利州(四川北道)、順慶(四川東道)の2つの宣慰司を廃止し、成都(四川西道)の宣慰司は、成都の西南のチベットと雲南の境界を扼す碶門へ移治していた。成都の14屯田と遂寧州軍屯の設置は、軍政上の新体制での兵站の確保と補強を目的としていたと考えられる⁴¹⁾。

上述の如く、四川行省所轄の軍屯には名称の重複がみられる。保寧・叙州・順慶・広安の各万戸府の軍屯は、いずれも先に成都府の14軍屯の一つとして至元21年(1284年)に開かれ、その後、万戸府の編成・構成軍士の出身地である地にも屯田を立てるという経緯をたどっている。その事情は保寧万戸府(a)の条に詳しい。軍士は万戸府の出征先と、成都府の屯田地と、保寧府の自家との間を交替して行き来しているが、その負担が重く逃匿する者が多く出ることを懸念し、保寧府内での立屯を上言している⁴²⁾。すなわち成都府の14屯田は、各万戸府の屯田兵が家族を伴って移住したのではなく、出向して駐留・屯田し、年限が来れば本拠地の自家へ戻る者たちによって構成されていたことがわかる。夔路万戸府・河東陝西等路万戸府・五路万戸府・興元金州等處万戸府・隋路八都万戸府・旧附等軍万戸府・砲手万戸府・平陽軍・嘉定万戸府の各軍屯だけでなく、地元で編成された成都等路万戸府軍屯(d-2)も、同様であったと考えるべきであろう。夔路万戸府と嘉定万戸府を

別とすれば、成都の14軍屯は、河東陝西、興元金州、平陽と四川行省の北方の地名を戴いており、これらの各軍団の編成・出身地も四川行省所轄の外に求められる。よって、成都の14軍屯は、成都府あるいは四川行省の外に本来の根拠地を持ち、成都府を前線中継地として屯田を行いつつ、四川行省での鎮戍任務やさらなる遠隔地への出征・辺域防衛にあたる各軍団に拠って構成されていたことがわかる。また至元19年7月に⁴³⁾、

隆興・西京の軍士を以て上都の戍卒に代え、西川へ還らしむ。是れより先、上都屯戍の士卒、其の奥魯アウルクは皆西川に在り、而して西川を戍る者は、多くは隆興・西京の軍士にして、毎歳の転餉、労費に勝えず。是に至りて之を更む。

とある。成都付近の守備に当たる者たちが、多くは西京(大同)、隆興(現在の張北)で、逆に上都を屯田していたのは、「奥魯」つまり兵站拠点を成都平原におく者たちだったという⁴⁴⁾。軍政的には四川平定後も、河東や陝西からの四川へ至る人の流れが持続していたこともうかがえよう。

表4に挙げられた四川行省所轄の軍屯は、20項目設けられているが、屯田を行っていた場所としては、成都府の14軍屯と遂寧州、保寧府、叙州、重慶路、順慶路、広安府の7地域に集約される。遂寧州、重慶路以外の4地域の万戸府は、成都府の14軍屯に名を連ねている。遂寧州は「西川蒙古軍」の糧食確保のために置かれたもので、特定の軍団に属していたかは判然としない。また重慶五路守鎮万戸府は、五路万戸府と同一の集団である可能性がある。当然ながら、屯田を設けていなかった軍は名が挙がっていないが、四川平定後の四川には成都府に駐屯した軍団として14の万戸府と、重慶の重慶五路守鎮万戸府があったことが確認できた。

この15の万戸府は、『元史』巻99、兵志2、鎮戍の泰定4年12月の条に記されている河南行省諸軍の配置における、長江沿いに配置された河南行省所轄の「一十九翼軍馬」に相当しよう。河南行省は「河南省周圍屯駐」の諸軍として、鎮南王の指揮下にある揚州の「五翼軍馬并砲手・弩軍」、洛陽一帯に駐屯する「不塔刺吉所管四萬戸蒙古軍」(河南淮北蒙古軍都万戸府)⁴⁵⁾、泰山の西南麓一帯の「脱別台所管五萬戸蒙古軍」(山東河北蒙古軍都万戸府)、そして河南の北にあったという「阿刺鐵木兒・安童等兩侍衛蒙古軍」が挙げられるが⁴⁶⁾、河南行省の管轄下には無く樞密院に直屬する集団であった。四川行省も同様の状態が想定され、李治安[2010a]が陝西～四川で同一の組織であったことを明らかにした四川あるいは陝西の「蒙古軍都万戸府」の他に、上述の15の万戸府が存在した。各万戸府の上下関係は不詳だが、多くの万戸府が四川行省の外にも拠点を有しており、蒙古軍都万戸府に類似した活動をしていたと考えられる。

3. 四川駐留軍の将官達の家系

以下に前節で確認された諸万戸府に、四川平定後に係わっていた将官たちを取りあげ、彼等の家系や経歴からうかがえる傾向をまとめてみたい。なお元朝では万戸府の官は、ダルガチ(達魯花赤)、万戸、副万戸が各1員あり、これらは原則的に世襲された。その下に経歴、知事、提控案牘が各1名いた。万戸府には3以上の千戸所や、百戸所などが所屬し、また鎮撫司が併設され、鎮撫2員が配置された⁴⁷⁾。

a (d-5) 保寧万戸府 2名の万戸就任者が確認できる。一人は石抹不老。『元史』巻154に父の石抹按只の伝がある。石抹按只是太原に居住していた契丹人で、父の大家奴が漢軍500人を率いてチ

ンギス・カンに降っている。石抹按只は1258年から父の軍を率い、都元帥紐璘に従って成都攻略戦に参加して以降、水軍を率いて四川の各所の戦線で河川に浮橋を掛ける功績を挙げ、中統3（1262年）に「河中府船橋水手軍総管」を授けられて金符を佩びた。石抹按只は至元9年（1272年）の建都遠征中に病没し、石抹不老は「行省の承制」によって父の軍を率いた。石抹不老は父同様に水軍を率いて功績を挙げ、15年には重慶で宋の総管黄亮を捕縛している。至元16年（1279年）に正式に父の職を継ぎ「懷遠大將軍・船橋軍馬總管」となり金虎符を与えられ、夔路守鎮副萬戸を兼ねた。至元18年に四川南部の山間地の大小盤諸峒蛮が反乱したため「諸翼蒙古漢軍」3,000人を率いて施州を守り、反乱鎮圧後おそらく同年内に「保寧等處萬戸」となっている⁴⁸⁾。『元史』の列伝は保寧萬戸就任を伝えて終わっており、ほかに伝記史料などないため萬戸就任以降の情報はない。

もう一人は汪良臣の子の汪惟簡。汪惟簡はオゴデイ家のコデン王家に属する鞏昌の軍閥汪氏の一族で、『元史』巻155に汪世顕・汪徳臣・汪良臣・汪惟正の列伝が設けられている。また汪惟簡自身の壙誌が出土しており、『西北民族碑文』に簡体字で録文されている。汪良臣は汪世顕の4男で、クビライとアリク・ブケ両陣營の内紛で、クビライの側近廉希憲の推薦によりクビライ方に付き⁴⁹⁾、六盤山、河西でアリク・ブケ派のアランダル（阿藍答兒）らを打倒する戦いで中核として活躍している⁵⁰⁾。汪良臣は四川方面のモンゴル軍の中心の一人であり、至元10年には「鎮国上將軍・樞密副使・西川行樞密院事」として成都へ赴任し、四川平定まで四川モンゴル軍全軍の指揮を執る。四川平定後「資善大夫・中書左丞・行四川中書省事」となり、至元18年に卒している⁵¹⁾。汪惟簡は、汪良臣の次男で、壬戌年（1262年）の生まれ。壙誌は右上部分が欠損しているようで、細部が不明だが、至元19年より鞏昌便宜都総帥府内で仕官し、同26年に所在不詳だが萬戸となっている。30年に「西番」で「賊」を討伐するために出征し⁵²⁾、元貞2年（1296年）にも「鉄州西番賊」を討っている。大徳3年（1299年）に「明威將軍・保寧等處萬戸府萬戸」となり、虎符を降されている。大徳6年に雲南の宋隆濟らの反乱鎮圧に、四川道宣慰使司都元帥阿答赤、都総帥（汪氏）、蒙古萬戸巴刺（紐璘の子）らとともに出征し、烏蒙・烏撒で反乱に参加した酋領たちを捕らえ、翌年に保寧の營に還っている。壙誌の伝える以降の官績は曖昧となるが、軍職にあり、雲南での屯田にも携わっていた。天暦2年に四川の順慶路南充県の興教坊で亡くなっている⁵³⁾。

保寧萬戸府では萬戸就任者に保寧萬戸の世襲例は見受けられないが、汪良臣、汪惟簡父子には保寧を含む地の軍を指揮した経歴が共通する。

b (d-6) 叙州萬戸府 叙州萬戸には、任官事例が記された史料を見出し得なかった。

c 重慶五路守鎮萬戸府 (d-7) 五路萬戸府 重慶五路守鎮萬戸府に関しては、断定するには判断材料が不足しているものの、五路萬戸府と同一集団である可能性がある。

「五路萬戸」という名称は、郝和尚拔都がおゴデイ時代の庚子年（1240年）に与えられた「宣徳・西京・太原・平陽・延安五路萬戸」⁵⁴⁾がある。彼の率いた2万の兵を擁したという軍は、梁瑛⁵⁵⁾、郝和尚拔都の子の郝仲威、郝天挺らが軍の長となって四川へも駐屯している。モンゴル時代の漢籍で記された集団・組織名の多くにみられる傾向ではあるが、この軍団の指揮官の名称も史料によって異なり、『山右石刻叢編』巻31、梁天翔碑と『元史』巻150、郝和尚拔都伝の郝仲威の条では「五路萬戸」、『元史』巻174、郝天挺伝では「河東行省五路軍民萬戸」という名で挙げられる。彼等はいまクビライ即位以前より萬戸となっており、四川平定後には萬戸とは記されない。郝天挺自身は功臣の子として皇太子チンキムのケシクに入り、雲南・陝西・四川も含め各地の行省、行御史台の高官を歴任し、郝天挺の兄弟たちは扎刺不花が「鎮蠻都元帥軍民宣慰使」、郝天祐が「陝西奥魯萬戸」、

郝天澤が「夔州路總管」、郝天麟が「京兆等路諸軍奧魯萬戸」と、陝西・四川の政治・軍事に係わる官職に就いている⁵⁶⁾。

重慶五路守鎮万戸府の動向に関しては、泰定帝イスン・テムル没後のカアン位を巡って争われた「天曆の内乱」を最終的に勝ち残った文宗トク・テムル治世に、トク・テムル政府に反抗を続けた雲南方面への軍事行動が本紀に記録されている。

①〔至順元年夏四月〕戊子、四川行省調重慶五路萬戸以兵救雲南。……（中略）……戊申、……雲南賊祿余以蠻兵七百餘人拒烏撒・順元界、立關固守。重慶五路萬戸軍至雲南境、值羅羅蠻萬餘人遇害、千戸祝天祥等引餘衆遁還。⁵⁷⁾

②〔至順二年春正月戊子〕樞密院臣言、「四川行省地隣烏撒、而雲南未平、今戍卒單少、宜增兵防遏。請調夔路怯憐口戸丁七百・重慶河東五路兩營兵三百、同往戍之。俟征進軍還日、悉罷遣。」從之。⁵⁸⁾

①では「重慶五路萬戸」となっているが、②では「重慶河東五路兩營」となっている。「夔路怯憐口戸丁」という夔路の諸王に所属する戸口からも調発していることから、文脈上②は夔路と重慶路で兵員を計1,000人揃えて雲南との境界付近へ増援に送ろうとしたこととなる。ただ対象となった軍営が、「重慶と河東五路」の両営なのかは不明だが、重慶に河東地方に縁のある軍府があった可能性は確認できる。

d-1 夔路万戸府 夔路万戸となった人物は石抹狗狗のみ確認できる。石抹氏は、石抹狗狗の曾祖父の石抹高奴が1211年に劉伯林・夾谷常哥らとともにチンギス・カンに降り、オゴデイ時代に千戸になっている。祖父の石抹常山は千戸を襲い、1253年に興元「諸軍奧魯屯田總管・權都總管萬戸」となった。父の石抹乞兒も千戸の位を継ぎ、「本萬戸諸翼軍馬」を領して都元帥紐璘に従って四川へ入り、至元2年に都元帥按敦の下で潼川に移鎮する。至元4年に石抹乞兒が戦死したため、石抹狗狗が継いでいる。『元史』巻166の石抹狗狗伝は至元8年の重慶攻囲への参加のほか、際だった戦功は記されていない。四川平定の翌年、至元16年(1279年)に宣武將軍・管軍總管として遂寧の守備にあたり、翌年、明威將軍・管軍副万戸に進んでいる。その後、亦奚不薛を中心とした現在の貴州省一帯の制圧作戦に従軍して功績を挙げ、至元24年に、「懷遠大將軍・夔路萬戸」として、重慶の守備につき、26年に亡くなっている。没後「子安童襲」と記されているが、「夔路萬戸」を継いだのか、父祖以来の千戸を継いだのかは、特定できない。⁵⁹⁾

d-2 成都等路萬戸府 成都等路万戸府の任官者は、耶律禿満答兒が「成都管軍萬戸」⁶⁰⁾、汪嗣昌が「武略將軍・成都管軍副萬戸」⁶¹⁾に、劉恩と子の劉徳祿が「成都管軍萬戸」とみえる⁶²⁾。

禿満答兒は、耶律禿花以来「太傅總領也^{イェケ・ノヤン}可那延」の称号を与えられ、西京一帯の諸軍と漢人の万戸たちを率いていた一族の出身で、朱哥の時に京兆に進出し、モンケの時代に朱哥の弟の買住とその子の忽林帯は成都にあって諸軍を統べた。忽林帯の死後、兄の百家奴が継ぎ、クビライ即位時には成都諸軍の主帥と認識されていた⁶³⁾。禿満答兒は百家奴の弟にあたり、何らかの理由で兵柄を解かれた百家奴に代わって、「成都管軍萬戸」を授かりその軍を率いた。禿満答兒は「太傅總領也^{イェケ・ノヤン}可那延」の称号は継いでおらず、以降は成都漢軍万戸として諸戦役に参加し、四川平定後は夔路招討使、四川東道宣慰使兼夔路招討、同僉四川等処行樞密院事、四川等処行中書省左丞、行尚書省左丞を歴任し、右丞に進んで没している⁶⁴⁾。禿満答兒の子孫についての情報は得られず、成都漢軍万戸の世襲の有無はわからない。

劉恩は「太傅府經歷」として、上の耶律家に従って四川に入り、至元3年に戦功によって「成都

路管軍副萬戸」を授かっている。劉恩は至元9年の建都遠征にも参加し、遠征中の功績によって「入朝、升管軍萬戸、成眉州」と萬戸に昇進し眉州の守備に就き、次いで嘉定府の咎万寿が降服した後は嘉定に移った。至元15年には重慶の守将張万を降服させる功績をあげている。翌年には「四川西道宣慰使・副都元帥」となり蒙古漢軍万人を率いてコータンへ遠征している。遠征中に「都元帥」へ進み、至元22年までカイド、ドゥア等への辺境防衛の任にあたって四川へ還り、21年に置かれた四川行樞密院の「僉行樞密院事」となり卒している。「成都路管軍萬戸」の職は、子の劉徳禄が世襲したことが列伝に明記されている⁶⁵⁾。劉徳禄の事跡は、至元26年より四川東南の八番地方の経営に葉刺罕とともに都元帥として従事したことがわかるのみである⁶⁶⁾。

汪嗣昌は、鞏昌便宜都総帥汪惟正の長男。汪惟正は叔父の汪良臣の後をうけ、「龍虎衛上將軍・中書左丞、行秦蜀中書省事」として四川に分省し、四川の行政を取り仕切るが、至元22年に没している。汪惟正の爵は次子の汪壽昌が継承しているため経緯は不詳だが、汪嗣昌は汪惟正の神道碑の撰者商挺が亡くなる至元30年までの間に「成都管軍副萬戸」となり⁶⁷⁾、大徳8年(1304年)までに「成都管軍萬戸」へ昇進している⁶⁸⁾。汪嗣昌の子孫に関する情報はない。

また四川平定以前ではあるが、劉黒馬の子劉元振が至元7年に「成都副萬戸」となっている。劉氏は、劉伯林以来、上の耶律禿花家と共に漢地の漢人軍閥の上位にあった。劉黒馬は1222年より萬戸として軍を率い、オゴデイが即位した後、漢軍の萬戸を3名立てた時、劉黒馬を首となし、「授金虎符、充管把平陽・宣徳等路管軍萬戸、仍僉太傅府事、總管漢軍」とした。金の滅亡後、耶律朱哥らとともに京兆へ進出し、「辛丑(1241年)、改授都總管萬戸、統西京・河東・陝西諸軍萬戸、夾谷忙古歹・田雄等並聽節制」と、漢地の西側の漢軍を統べた。モンケ時代に成都を攻略し、クビライ即位後の中統3年に「成都路軍民經略使」を兼ねて没している。劉元振はその長子で、中統元年に父と共に「成都經略使總管萬戸」となり、瀘州の守将だった劉整の降服を受けている。至元7年に中央で「時議以勳舊之家事權太重、宜稍裁抑」とされ、官を降して「成都副萬戸」となっている。あるいは耶律百家奴の兵柄剥奪も、同時期のこともかもしれない。劉元振は至元11年に潼川路副招討使を兼ねるが、翌年に亡くなる。子の劉緯が職を襲っているが、『元史』劉伯林伝は「萬戸」となったとしている。劉緯は潼川を担当し、涪江に沿って経略を続けて「潼川路副招討」「副都元帥」となり、「管軍萬戸」を授けられている。四川平定後は同知四川西道宣慰司事、四川西道宣慰使と官を進め、陝西行省參知政事を拝して没したという⁶⁹⁾。劉緯の子孫に関する情報はなく、世襲の有無や「管軍萬戸」が成都の萬戸府であったのかは確認ができない。

d-3 河東陝西等路萬戸府 河東陝西等路萬戸府の例は、『元史』卷131、速哥伝にみられる。速哥の父、忽魯忽兒はジャライル部のムカリ国王、次いで都元帥も塔海と帖哥の麾下で活躍し、オゴデイより「動哥居」という名を賜り、モンケの治世に没している。速哥も甲寅(1254年)より都元帥帖哥火魯赤、都元帥紐璘の下、四川で戦功をあげる。クビライ即位後も、戦功をかさね德州達魯花赤⁷⁰⁾、次いで陝西五路四川行省左右司員外郎、行尚書省員外郎に抜擢された。至元9年の建都遠征にも参加し、功績によって「新軍萬戸」に辟せられ、至元11年に「賜虎符、眞授管軍萬戸、領成都高哇哥等六翼及京兆新軍、教習水戰。」となり、以降は水軍を率いて諸戦役に携わる。至元14年には「鎮守萬戸・嘉定總管府達魯花赤」となり、功績によって「成都水軍萬戸」を授けられ、四川平定後は「重慶夔府等路宣撫招討兩司軍民達魯花赤」、「四川南道宣慰使」として水軍を率いて重慶・夔・施・黔・忠・万・雲・叙・瀘州などの守備にあたった。19年に亦奚不薛の反乱鎮圧のため順元等路軍民宣慰司が設けられると、速哥は宣慰使として赴任する。至元24年(1287年)に一度は「河東陝

西等路萬戸府達魯花赤」に任じられるが、播州宣撫賽因不花らの請によって留任し、29年に改めて都元帥を加えられ、「河東陝西等路萬戸府達魯花赤」となっている。「河東陝西等路萬戸府達魯花赤」の職は、子の寿不赤が襲っている（「河東陝西等處萬戸府達魯花赤」）。寿不赤の事跡と子孫の情報は不明。

d-4 (h) 広安等處萬戸府 広安等處萬戸に関する情報は得られなかった。

南宋との交戦期には「閬・蓬・廣安・順慶・夔府等路都元帥」という役職が『元史』に散見できる。順慶の青居山に軍府を置き、欽察・汪良臣・楊大淵・李忽蘭吉らが統べていた⁷¹⁾。この軍府は後に東川閬蓬広安順慶夔府利州等路統軍司（東川統軍司）、東川行枢密院へと改組したが、嘉陵江流域の経略を行う諸軍の連合司令部というべきもので、四川平定後は解散されている。

d-8 興元金州等處萬戸府 興元金州等處萬戸は、『元史』巻133、拜延伝に、拜延の子、答察兒の就いた官として、「興元金州等處萬戸府達魯花赤」が挙げられている。

拜延は旧西夏国の人だが、拜延の父の火奪都は西夏が亡ぶ以前から「質子」としてチンギス・カンに仕えており、西夏遠征にも従軍し「秃魯花」と称された質子で構成された軍の「秃魯花軍百戸」と為っている。クビライ即位時には臨洮で反抗した忽都の討伐に派遣されている。火奪都の死後に拜延が継ぎ、至元9年に「征行千戸」、12年に「東西兩川蒙古漢軍萬戸」となり、主に西川で従軍している。四川平定後は「宣武將軍・蒙古漢軍總管」を授けられ、19年に汪良臣とともに論功行賞のために入見し「懷遠大將軍・管軍萬戸」に陞っている。興元や金州との係わりは見いだせず、子の答察兒が継いだのも所在・経歴ともに不明な「蒙古漢軍」と思われる。ただし『経世大典』の站赤には、中統3年の段階で「興元成都潼川路都元帥」という肩書きを持つ鐵的という人物が記されている⁷²⁾。漢中盆地（興元）と成都平原の両地域に跨る官職名であり、拜延らの「蒙古漢軍」と興元金州等處萬戸府を無関係としてしまうこともできないと思われる。

d-9 隨路八都萬戸府 この萬戸府は、『國朝文類』巻41、所収『経世大典』序録、屯田、四川の条では「隨路八萬戸府屯」とも記されており、8つの萬戸府を集めたものとも解せる。しかし『元史』巻132、步魯合答伝では「隨路拔都萬戸」となっている。

一方で『元史』巻165、完顔石柱伝では「隨路八都萬戸」として記される。完顔石柱の父完顔拿住はチンギス・カンの中央アジア遠征に従軍し、オゴデイの金の鳳翔、同州への遠征で功績をたて「八都兒（ba'atur バアトル＝勇士）」の号を賜って「同州管民達魯花赤」となり、「征行千戸・總管八都軍」を兼ねた。モンケの時代に拿住が年老いたためとして完顔石柱がその職を襲っている。完顔石柱はクビライの大理遠征（1253年）に従軍し、モンケの四川親征時には都元帥紐璘に従って馬湖江から重慶まで侵攻する。中統2年に「征行萬戸」を授かり、以降も都元帥帖哥に従って、連年、嘉定府・瀘州・馬湖江での戦闘に出、行省也速答兒に従って至元9年の建都遠征にも参加している。その後も嘉定・瀘州・重慶攻略に多くの功績を立てている。完顔石柱は至元14年に昭勇大將軍に進み、平定後の至元16年には「四川東道宣慰使」。翌17年に「鎮国上將軍・四川西道宣慰使、總管隨路八都萬戸」に改められ、至元20年に四川行省参知政事を拝して死去する。弟の真童が襲って「隨路八都萬戸」となっている。

完顔拿住、石柱、真童親子は、功績を立て昇進すると共に規模が千戸から萬戸へと大きくなっているが、みな「八都軍」を総管している。八都は「バートル」の意と思われ、步魯合答伝の「隨路拔都萬戸」の拔都も「バートル」の音写として頻繁に用いられており、兩列伝の「隨路拔都萬戸」と「隨路八都萬戸」は、ともに隨路バートル萬戸府という同じ軍団と解せる。步魯合答伝のテムルは、

オングト部出身のチャガタイ家千戸按竺邇の3男で、テムルは兄の黒子の死後、「奥魯元帥兼文州吐蕃達魯花赤」の職を一時期継いで、黒子の子のノガイ（趙世榮）が成長したため職を譲って「隨路拔都萬戸」を授かっている。それ故、隨路バートル萬戸府の中核は、完顔拿住家にあったとみなせよう。

d-10 旧附等軍萬戸府 旧附等軍萬戸府に関しては他に情報が無く、軍団構成なども不明とせざるを得ない。

d-11 砲手萬戸府 砲手萬戸府の任官・軍団来歴に関する情報は得られなかった。都元帥帖赤によって、四川戦域へ砲手軍が加わった事はあるが、萬戸府との関わりはみられない。f (d-14) 嘉定萬戸府も参照されたい。

d-12 (g) 順慶軍（順慶等處萬戸府） 順慶等處萬戸府に関する情報は見られない。d-4 (h) 広安等處萬戸府と同様に、南宋との交戦期には「閬・蓬・廣安・順慶・夔府等路都元帥」が設けられていたが、関係性は確認できない。

d-13 平陽軍 『元史』巻133、且只兒伝によると、モンゴルのタタル部出身の且只兒は、至元7年頃から四川での戦績が確認できる。至元9年には建都遠征に加わり、11年に嘉定を攻め、その後も瀘州、叙州、重慶攻略に従軍している。戦功により「管軍千戸」と為り、四川平定後は也罕的斤・劉恩らに従ってコータン方面へ出征して甘州に駐屯し、チャガタイ家の諸王カバン、都元帥マンガタイに従ってコータンで勝利を収め、諸王ババが反乱した時には撃退する功績を挙げ、「副萬戸」に進み、四川へ帰還して馬湖路の長寧軍に鎮戍している。至元26年（1289年）に「信武將軍・平陽等路萬戸府達魯花赤」を授かり卒している。死後、子の建都不花が襲っている。甘肅方面からの帰還は、劉恩同様に至元22年以降と思われる。且只兒は父祖や起家に関する情報がないものの、且只兒の四川での戦績は、西川方面のモンゴル軍の動き甘肅・コータンへの出征の経路も劉恩と重なる。明記はされていないが、且只兒は成都漢軍萬戸に属する人物で、建都不花が継承した職も、平陽等路萬戸府達魯花赤ではなく、「副萬戸」だった可能性もある。

河東（山西）で成立した軍団には、鄭鼎らが率いた「太原平陽萬戸」のように河南から湖広へ南下したものもあるため、より詳細な軍団史、河東の地域史により再考されねばならない。ただ大徳8年9月癸酉の条に「四川・雲南鎮戍軍家居太原・平陽被災者、給鈔有差。」と、前年に起こった山西の大地震への対応に関する記述が見られ、四川・雲南へ恒常的に太原・平陽からの鎮戍軍が往来していたことは確認できる⁷³⁾。

f (d-14) 嘉定萬戸府 嘉定萬戸府は『元史』巻132、帖木兒不花伝に、帖木兒不花の兄、帖木脱斡の官名として記されている。兄弟の父帖赤は、オゴデイ時代からクビライ即位直後まで都元帥として「蒙古也可明安・和少馬頼及砲手諸軍」を率いて陝西・西川の諸官を指揮した人物で、至元元年に山東の益都等路統軍使に移り、亡くなっている。立伝されている帖木兒不花は、一旦宿衛に入った後、父と縁故のある山東で「益都淄萊新軍萬戸」となり、東方で南宋征服戦争に従事する。兄の帖木脱斡は「蒙古軍千戸」として四川で戦功を上げ、承制されて「萬戸」となり、「列別朮・塔海帖木兒・也速帶兒・匣刺撒兒四千戸軍」を率いて重慶を攻囲した。重慶の降服後、下流の諸城をしたがえ、夔門に駐留して「本路安撫司達魯花赤」を兼ねた。その後「懷遠大將軍・蒙古軍萬戸」と正式に萬戸となり、定遠大將軍に階を進めて「嘉定守鎮萬戸・本路総管府達魯花赤」を兼ねた。またしばらくして「鎮国上將軍・諸蛮夷部宣慰使」となり、都元帥を加えられて貴州の亦奚不薛や雲南・ミャンマーへ進軍し「征緬都元帥」と改められて陣没し、子の忽都答兒が継いだ。帖木脱斡は「嘉

定守鎮萬戸」となっているものの、これは兼任であり、忽都答兒が継いだのは「蒙古軍萬戸」と思われる。

以上、四川行省所轄内に駐屯した万戸府の長官や来歴を、僅かながら確認した。全体として『元史』の断片的な情報が中心となり、史料的な制約から、具体的な万戸府長官たちの情報を得ることはほとんどできていないと言っている。それでもいくつかの傾向を見ることができた。まず確認できた事例が、南宋との交戦期から至元 20 年代末に偏っている。『元史』兵志は『経世大典』に依拠しており、至順年間に近い頃まで四川軍屯の諸万戸府は存続していた考えられるが、今回確認した諸官の家系について、原則的に軍職は世襲をしたモンゴル政権下でその後裔の情報が伝わらないということは、家、もしくは母体となる集団が没落したか分散したか、あるいは政治的な理由で存在が無視された可能性が高い。

次に世襲が確認されたのは夔路や成都の万戸府は別として、河東陝西等路万戸府（達魯花赤）、隨路八都万戸府、平陽軍（達魯花赤）など軍団の母体（根拠地や奥魯）が既に成り立っており、軍団として四川へ出征し、かつ駐留した集団であった。逆に四川の地名を戴き四川行省内で編成されたと思われる諸万戸府では、将官の世襲例は見られなかった。当然ながら兵員を供出する軍戸は各路・府・州に存在するが、諸万戸府の生活基盤が四川行省内になく、それらを補うために多くの軍屯が設けられたと思われる。

4. 四川におけるイエスデルとナンギャダイ

先に見た四川行省軍屯関係者に関する史料の多くに上位の将官として記されていた都元帥ネウリン（紐璘）の家系は、四川平定後の情勢にどのように関わっていたのかをみてみたい。

紐璘の家系は、『元史』巻 129 にネウリンと子のイエスデル（也速答兒）の列伝があり、巻 142 にイエスデルの孫タシ・バートル（答失八都魯）の列伝、巻 207、逆臣伝にタシ・バートルの子ボロ・テムル（孛羅帖木兒）の列伝が設けられている。後に四川で反乱を起こしたイエスデルの長子でタシ・バートルの父であるナンギャダイ（南加台、囊加台）は列伝がない。

紐璘一族はモンゴルのサルジウト部出身で、紐璘の祖父ボロルタイ（孛羅帶）の代からチンギス・カンのケシクで奉仕していた。ボロルタイの子のタタル（太答兒）は、モンケに即位前から仕え、南ロシア遠征にも従っている。モンケが即位すると、1252 年（壬子）に都元帥に任じられ、陝西・青海（西海）・鞏昌一帯の諸軍を統率した。翌年（癸丑）、鞏昌の汪徳臣らとともに利州の軍営を立て、1254 年（甲寅）には、長駆して碉門・黎・雅等の城を攻めている。1255 年（乙卯）は、重慶を攻めて都統制の張実を獲えるが、年内にタタルも没する⁷⁴⁾。ネウリン一族は、このタタルの地位を継承した。

ネウリン（紐璘）は、1257 年に親征するモンケの先鋒として 1 万の兵を率いて四川各地を蹂躪する。たまたま成都の都元帥阿答胡が没したため成都の諸軍の長に推され、成都・彭・漢・懐・綿等州と威・茂諸蕃を率いている。クビライ即位後はクビライへの忠誠を疑われていたようで、不遇の内に至元 4 年に没した。子のイエスデルはまだ幼かったようで、至元 11 年（1274 年）になって起家し、3 千の兵を率いて嘉定府を攻めて答万寿の兵を破り、「六翼達魯花赤」を授かる。重慶降服後、「西川蒙古軍馬六翼新附軍招討使」を授かり、「四川西道宣慰使」へ遷り、「都元帥」を加えられた。

ネウリン一族では、史料上にたびたび「西川也速答兒」と記されるイエスデルが著名で、彼が果たした役割については、松田孝一、李治安によってまとめられている⁷⁵⁾。按竺邇一門とイエスデルは、ネウリンが都元帥を継承した後、按竺邇の子の徹里が紐璘の麾下に配置された頃から、14世紀初頭まで紐璘家の「陝西・西海・鞏昌諸軍」を率いる関係は継続しており、紐璘家は軍関係諸官の筆頭で有り続けた。また松田氏は按竺邇一門とイエスデルは、チベット高原の東の縁を陝西西南部から雲南の北辺に至る地域において対照的な位置に勢力を扶植しているとされた。成都の北方に按竺邇一門の駐屯地の礼店・文州があり、成都の南にイエスデルが平定に関わった地区と碉門・黎州・雅州などが位置し、両勢力は互いに連関し合い、南方の雲南・金齒等方面への拓境活動を行う機能を果たす関係であったとする。

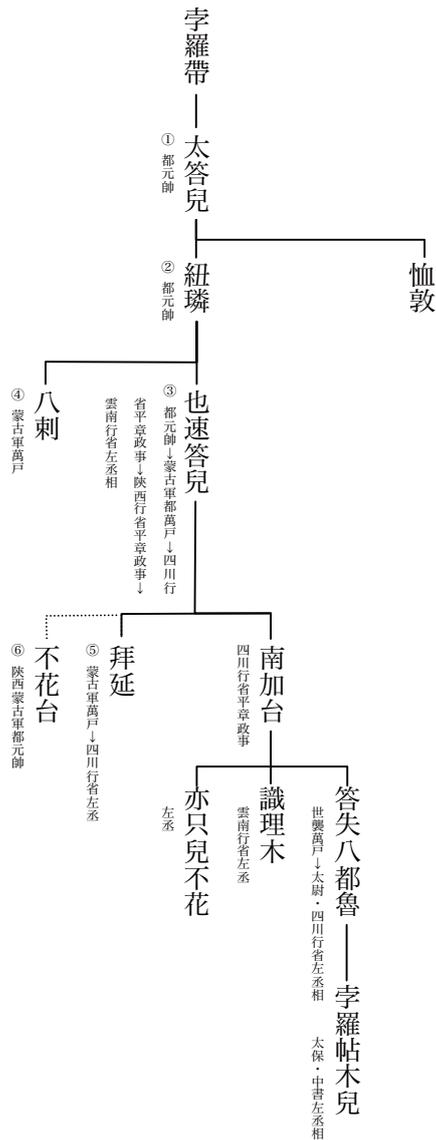
南宋が亡び、モンゴルの拓境の前線がより南にまでおよび、内地化した後の陝西・四川にとってのネウリン一族はどのような存在だったのか。イエスデルと、その子ナンギャダイの例からみてみたい。

イエスデルは四川平定後、現在の貴州省にあたる羅氏鬼國の亦奚不薛征伐に向かい、亦奚不薛の所部5万余を降し、「西川等處行中書省右丞」を拝し、改めて「四川等處行樞密副使」となって雲南との境の都掌蠻・烏蒙蠻を雲南行院バイダルと共に討っている。その結果、クビライの末年頃のことを、列伝は「也速答兒擒烏蒙蠻、帝賜玉帶・織金服、遷蒙古軍都萬戸、復賜銀鼠裘、鎮唐兀之地。進同知四川等處行樞密院事、仍居鎮。」と記している⁷⁶⁾。『元史』卷15、世祖本紀12、至元26年12月乙酉の条に、「命四川蒙古都萬戸也速帶選所部軍萬人西征」とある。「蒙古都萬戸」は「四川蒙古都萬戸」とも呼ばれ、也速迭兒は「唐兀之地」、すなわち旧西夏領の甘肅（河西）に駐屯したと考えられる。同知四川等處行樞密院事に進んでも「唐兀之地」に留まったのは、「唐兀之地」から四川に派遣された諸軍の根拠地に残った奥魯を統べるためであろうか。列伝は成宗テムルの治世の事績を「成宗即位、拜四川等處行中書省平章政事。」の一文で済ませているが、『元史』卷21、成宗本紀3、大徳6年2月丙戌の条に、「遣陝西省平章也速帶而・參政汪惟勤將川陝軍、湖広平章劉国傑將湖広軍、征亦乞不薛、一切軍務、竝聽也速帶而・劉国傑節制。」と、陝西行省平章政事となっており亦乞不薛へ再び出征している。武宗カイシャンの時代に四川から雲南行省の左丞相、平章政事となり、「南征叛蠻、感瘴毒、還至成都卒。」と病没している。イエスデルは大徳6年以降、行省の長である平章政事として地方行政における軍・政の頂点にいたことになる。また四川行省は大徳3年2月から大徳7年6月の間廃止され、四川宣慰司が置かれていた⁷⁷⁾。その間、『元史』卷20、成宗本紀三、大徳5年10月癸巳の条に「分碉門、黎、雅軍戍蠻夷、命陝西屯田萬戸也不干等將之。」とあり、イエスデルに縁のある碉門、黎、雅の軍が、イエスデルが平章政事を務める陝西の屯田萬戸イエブゲンに配置換えされている点から、行省廃止時の四川は、かつてのように陝西行省の管轄下にあった可能性が高く、当時のイエスデルは陝西・四川両行省を取り仕切っていたとみられる。すでに李治安[2010a]で明らかにされたように、大徳2年10月から大徳3年にかけて、イエスデルが都萬戸である「蒙古軍都萬戸府」が鳳翔に府司を移している。この時期、元朝は国を挙げてモンゴル高原でのカイドゥ勢力への防衛に当たっており、親王のカイシャン（後の武宗）の他、陝西から甘肅に跨る地を鎮戍していた安西王アーナンダも、陝西を離れアルタイ山脈方面へ大軍を率いて出征している⁷⁸⁾。蒙古軍都萬戸府の鳳翔移転も、安西王などが不在となった軍事的空白を埋めるためであったと考えられる⁷⁹⁾。また成宗テムル政府は、雲南の梁王松山の政治的な影響力を排除しようとしており⁸⁰⁾、イエスデルの晩年10年ほどは、軍政的に見た場合、陝西・四川・雲南において非常に影響力をもつ存在となっていた。

イエスデルの没後、彼の率いていた軍団や地位はどのように継承されたのか。『元史』 卷 129 の列伝によると、弟の八刺が襲って「蒙古軍萬戸」となり、八刺の後には、イエスデルの次子、拜延が襲っている。拜延はその後「四川行省左丞」を拝している。ただ、八刺が「蒙古軍萬戸」を継いだのは、イエスデルの生前のことであったと思われる。大徳6年2月には「謫諸王孛羅於四川八刺軍中自效」という一文が見え、この頃には八刺が四川の諸軍を代表する指揮官となっていたと思われる⁸¹⁾。

ナンギャダイが天暦の内乱に乗じて四川で兵を挙げた時、彼は近隣の軍団へ、自らに呼応して挙兵するよう書簡を送っていたようであるが、『元史』 卷 33、文宗本紀 2、天暦 2 年正月丁丑に、「陝西蒙古軍都元帥不花台者、囊加台之弟、囊加台遣使招之、不花台不從、斬其使。」とある。この不花台はナンギャダイ (囊加台) の弟か従弟かは不明だが、「陝西蒙古軍都元帥」に就いている。李治安 [2010a] が論じた如く、「陝西蒙古軍都元帥」はイエスデル、八刺、拜延が都万戸となった蒙古軍都万戸府を同一組織であり、拜延の都万戸を継いでいたのが不花台と思われる。

官職としてはイエスデルの長子ナンギャダイ (南加台) が「四川行省平章政事」ともっとも高くなっているが、列伝では、ナンギャダイはネウリン一族の軍を継いでいなかったように記されている。当然ながらその可能性は十分に考えられるが、ナンギャダイが反乱を起こして棄市された後であっても、ナンギャダイの子タシ・バートルは「以世襲萬戸鎮守羅羅宣慰司」として起家し、大理宣慰司都元帥に陞って、1351 年に紅巾の乱が河南で起こると麾下の軍を率いて河南で奮戦し、開府儀同三司・太尉・四川行省左丞相にまでなっている⁸²⁾。あるいは叔父にあたる不花台の職を世襲したのかもしれないが、ナンギャダイが万戸職を継がなかったとする要因はない。モンゴルが世襲をさせたのは官位や職ではなく、麾下の軍団・集団であり、その集団の果たした役割・性格が「根脚」として重視されたのではなかろうか。たとえ個人の資質が突出していなくとも、麾下の集団が政府の望む役割を果たすことに勝えうるならば、とくに問題とはされなかったと思われる。八刺、拜延、不花台らの何れかの継承順の間に継いでいた事実を、反乱者として削除されたか、別の一軍を率いていた可能性もある。山東河北蒙古軍都万戸府や河南淮北蒙古軍都万戸府などの例を見る限り、蒙古軍都万戸府は複数の万戸府の集合体であり、松田孝一 [1987] が明らかにしたように、複数の万戸を世襲する家系で、万戸として先任の者が都万戸となり、別の家系の万戸が副都万戸となる。都万戸が死去するかより高位の官へ叙せられれば、万戸は世襲され、また先任の者が都万戸となる。その意味で四川～陝西の蒙古軍都万戸府で、ネウリン一族以外の家系が史料に現れていない点に関しては、留意する



必要があろう。

また虞集の撰になる「成都路正一宮碑」に、「今守国人元帥紐林公之孫、元帥自憲宗皇帝時以兵取蜀、有大功。」とある⁸³⁾。碑文は、至元末年から30年にわたって成都南西の青城山の管理者となった道教の正一道に属する汪集虚が、その間に飢饉の救済などに尽力し世に貢献した事績を称え、延祐3年に、彼のために成都府の西南隅に、正一宮という道観を建立した経緯が記されている。

紐林（ネウリン）の孫が、「今守国人」とされており、名は明記されていないが、この人物が延祐3年当時、四川の諸官の頂点にあったことをものがたる。続く至治年間の政情を、同じ虞集の『道園類稿』巻43、「江西省参政董公（董守恕）神道碑」は以下のように記す⁸⁴⁾。

英宗即位、舊臣の將帥を擇びて宿衛に備えしむるに、樞臣は公を以て薦を爲す。囊加歹は、其の祖紐隣自ら兵を以て四川を定めて之を守り、世よ其の土に鎮す。是に至りて、命じて四川雲南平章と爲す、邊徼に熟し、擅に征發するに、肆意を將てす。西陲の以爲えらく大小徹里の地に於いて、地は多く金を産し、將に以て奪い、鹽井の貢賦を絶つは之の爲なり、罪して之を討たんとし、事は朝廷に聞す。上、左阿速衛指揮使の那海禪と公とを遣わして之を往察せしむ。是の時、宗室の王禪、西南夷を鎮し、一方を専制す。囊加歹之と合従し意ならず。朝廷の公を以て使せしむるや、公至りて其の情を察し、乃ち之に語りて曰わく、「遠人は反覆常ならず、邊帥の處事の善否を視るに以て叛服と爲し、且つ反狀無くんば、何ぞ擅に謀りて兵を興すを得んや」と。囊加歹曰わく、「我使者及び省臣と議して定めて太子に啓し、兵を起すに令公をして従わしめず、省臣を畏れしめず、獨り太子を畏れざらんや」と。太子は王禪を謂うなり。公曰わく、「吾れ天子の命を以て軍行の可否を察す。吾れ兵の出だす可からざるを知れば、則ち還りて其の狀を奏すのみ。何ぞ畏るる所あらんや。昔、劉琛八百媳婦の國を征するに首禍たり。兵は殲き財は置し、爲に朝廷は憂う。事敗れ、竟いに誅に伏す。闕下爾ぞ知らざらんや」と。馳歸し軍の出だすべからざる狀を奏し議寝む。劉琛の誅、實に忠宣公（董士選）中丞爲りし時、効せらるるなり。

「成都路正一宮碑」にある紐林の孫とは、イエスデルの長子ナンギャダイであったことが確認できる。ナンギャダイの存在は、英宗シディバラ時代（1320-1323）には宗室の王禪（雲南王）とともに大都の政府（英宗と太皇太后ダギ）に従わないものとして、危険視されるものであった。前掲の掲侯斯『掲文安公文集』巻12、大元勅賜脩堰碑でも、「初、郡縣及兵家共掌都江之政、延祐七年、其兵官奏請獨任郡縣、乃以其民分治下流諸堰、廣其增脩而大其役民苦之、至是復合焉。」と伝えている。都江堰改修を指揮した吉当普が肅政廉訪司の官として行なった業績顕彰する同碑は、「其在四川、若請罷塩運使司、正塩井之法、以去其奸利」と四川の塩井の販売・流通方法を改めたことも挙げる。塩井の貢賦をたっていたという「江西省参政董公神道碑」の伝えるナンギャダイの罪状の様子と一致している。吉当普らの任は、延祐の末年頃から明かなナンギャダイの専横と、天曆の乱・ナンギャダイによる四川擾乱・諸王禿堅らによる雲南の離反の鎮定に忙殺された文宗の至順年間までの10数年間、大都の威令が及ばなかった四川の状態を改めることにあったともいえる。武宗、仁宗・英宗らクビライの皇太子チンキムの次子ダルマバラ系のものであったカアン位は、泰定年間（1324-1328）チンキムの長子カマラの子イスン・テムルのものとなり、イスン・テムルの甥の王禪は雲南王から梁王へ進封し、政府と諍い会うことはなく、王禪の勢力圏内は委任放置されていた可能性が高い。ナンギャダイも宣政院使を兼任して全国の仏教関連事項とチベットの行政を掌る宣政院の長官の一人となっており、四川だけでなく西隣のチベット高原へも公的に権力を及ぼしていた可能性もあろう⁸⁵⁾。

天曆の乱は一面では武宗の遺児らを掲げたダルマバラ系に与する諸集団の政権奪取の性格が強く、ナンギャダイの政治的な立場は彼等と相容れないところにあったのであろう。

むすび

これまで四川の軍政に関して、南宋征服の経緯にのみ焦点が当てられ、元朝治下の四川の状況に関する研究はほとんどなかった。

元朝は、経済的に江浙地方に頼っていたことが従来より指摘されてきたが、13世紀末に上海付近からの海運によって大都付近へ江南の物資が運ばれるようになるとその傾向はより顕著なものとなった。四川は40年に及ぶ戦乱の結果、多くの人口が流出するなどして失われ、国家歳入に占める四川からの税収は1%に満たないものだった。

四川行省内に屯田を所有した諸軍は、その多くが南宋との戦争期から継続して駐留していた四川行省外に根拠地を構えていた軍団であり、彼らは戦争期とかわらず出向して四川へ赴き、ある者は駐留・屯田し、ある者は四川を中継地としてさらに八番・雲南へ赴いた。四川行省内の軍戸も所属の万戸府に従って成都平原での屯田や各地への出征へ充てられた。将官達も四川侵攻時の将官達の子弟が確認され、何例かは麾下の軍団の世襲もなされていた。成都路万戸府の耶律氏、劉柏林家、劉恩父子、汪氏などは初期から四川攻略に関わってきた一族であり自家の攻略担当地を戦後も継続して担っていたことが確認でき、汪氏に至っては保寧や順慶の万戸府にも関わりが深い。

各軍団のさらに上位に位置し複数の軍を指揮した都元帥の家系においても、都元帥テゲチの長子テムル・トアが父が率いた「蒙古也可明安」に由来すると思われる「蒙古軍千戸」として四川で諸軍を率いて戦功を重ね蒙古軍万戸、都元帥と昇進し子の忽都答兒へ軍団が引き継がれている。同じく都元帥のネウリン一族は、イエスデルが至元11年～至大年間まで陝西・四川・雲南の諸軍の上位におり、彼の率いた軍団は弟のバラからバヤンへ引き継がれ、一族のブカ・ダイは陝西蒙古軍の中核となっていた陝西蒙古軍都万戸を率いている。イエスデルの長子ナンギャダイは延祐年間(1313～1320)には四川の諸官の頂点におり、英宗シディバラの治世には、晋王カマラの孫の雲南王王禪とともに大都の政府に反抗的な存在となり、政府の統制が四川へ届きにくくなっていた様子がうかがえる。

ナンギャダイは、晋王カマラの子の泰定帝イスン・テムルの没後の「天曆の内乱」で、王禪に近しかったためか、四川で挙兵する。四川に駐留した諸軍の将官達の家系が多くは14世紀初頭までで途絶えてしまっているため、この時、四川に係わる多くの軍団もナンギャダイに呼応し、敗北して没落した可能性が高い。

注

- 1) モンゴル帝国の国家構造に関しては本田実信 1953、松田孝一 1978、杉山正明 1978、同 1983などを参照。元朝を含めたモンゴル帝国全体も一個のウルスであるが、その下にはチンギス・カンの諸子・諸弟を始祖とするウルスが存在し、それらもさらに新征服地からの権益の分配、世代ごとに細分化する資産相続を繰り返すことで、帝国内の各ウルスも、その内に幾つもの小型のウルスを内包していた(杉山正明 2004。赤坂恒明 2004。村岡倫・谷口綾 2008など)。本稿では煩を避けるため、クビライとその後継者を直接に頂くウルスを、通称に従い「元朝」と称する。

- 2) 『元史』成宗本紀2、大徳2年10月壬戌に移転の命が下っている。
- 3) 『元史』卷13、世祖本紀9、至元19年10月庚戌、「以四川民僅十二萬戸、所設官府二百五十餘、令四川行省議減之。」
- 4) 『元史』卷155、汪世顯伝附汪惟正伝「〔至元〕十七年、遷龍虎衛上將軍・中書左丞、行秦蜀中書省事、賜玉帶。以省治在長安、去蜀遠、乃命惟正分省于蜀。蜀土荐罹兵革、民無完居、一聞馬嘶、輒奔竄避匿、惟正留意撫循、人便安之。」
- 5) 『元史』卷60、地理志3、陝西等處行中書省、興元路。
- 6) 松田孝一 2000, p. 139, 表2 参照。
- 7) 『永樂大典』卷2607、臺、御史臺二、所収『經世大典』「大徳元年四月、以甘肅陝西兩行省所部邊遠、諸王駙馬在焉、錢糧食供億甚重。移雲南行臺於京兆、爲陝西行臺。」また同じく『永樂大典』卷2608、臺、御史臺三、所収『憲臺通記』大徳元年四月初四日の条では、御史中丞崔資徳の建言で「甘肅・陝西兩處行中書省、控禦西北邊境、諸王・駙馬大軍駐札去處、錢糧出入、支持浩大。四川・雲南兩處行省、亦係邊遠蠻夷地面、不漸聲教、形勢險惡。」と称されている。
- 8) 佐口透 1951、松田孝一 1979、1980、杉山正明 1982a、1982b、1983、2004、方彗 2001、村岡倫 2002、牛根靖裕 2007。
- 9) 牛根靖裕 2008, p. 92, 注 62。韓国学中央研究院編『至正條格』第27卷、賦役、禁投下横科の一条に、「泰定四年閏九月、刑部議得『四川廉訪司申、荊王位下王傅、指以整治軍人氣力爲名、故違累朝條制、別不經由省・部、擅將本投下人戸、比之元額、多科差發中統鈔一千五百定、當該違錯官吏、本道另行取問。參詳、各投下總管府等衙門、今後科差、務要欽遵世祖皇帝以來累降條畫施行。敢有違犯、以違制論。主司失於約束、罪併及之。』都省准擬。」(影印本, p. 79; 校訂本, p. 80)
- 10) 『元史』卷86、百官志2、西川行樞密院の条。
- 11) 牛根靖裕 2008, p. 92, 注 59。
- 12) 村岡倫 1996 は河西～ウイグルスタン間に分封されたモンゴル右翼各王家は各家の次子が率いていたのではないかと指摘している。
- 13) 『元史』卷149、劉伯林伝および耶律禿花伝；卷166、石抹狗狗伝。『國朝文類』卷62、姚燧「興元行省夾谷公神道碑」、姚燧『牧庵集』卷16「興元行省夾谷公神道碑」。
- 14) 『山右石刻叢編』卷33、段成己「故河津鎮西帥史公墓碣銘」。
- 15) 牛根靖裕 2001。
- 16) 松田孝一 1992a; 1993c。『元史』卷121、按竺邇伝；卷132、歩魯合答伝。『隴右金石録』卷5、「魯國公家廟碑」、『西北民族碑文』「大元勅賜雍古氏家廟碑」(pp. 92-97)。
- 17) 『元史』卷121、按竺邇伝；卷132、探馬赤伝。松田孝一 1992a, pp. 72-73。
- 18) 『元史』卷132、探馬赤伝。探馬赤の子の拜延は、探馬赤の死後、万戸を襲って甘州の守備に当たっている。
- 19) 『元史』卷123。趙阿哥潘伝；卷155 汪世顯伝；卷162、李忽蘭吉伝。姚燧『牧庵集』卷21「平涼府長官元帥兼征行元帥王公神道碑」；同卷「鞏昌路同知總管府事李公神道碑」。
- 20) 牛根靖裕 2001。
- 21) 『元史』卷15、世祖本紀12、至元26年12月甲午、「以官軍萬戸汪惟能爲征西都元帥、將所部軍入漠、其先戍漠兵無令還翼。」
- 22) 『元史』卷9、世祖本紀6、至元13年11月癸巳、「安西王所部軍克萬州。」
- 23) 『元史』卷10、世祖本紀7、至元15年8月壬子朔、「以嘉定・重慶・夔府既平、還侍衛親軍歸本司。」
- 24) 『元史』卷99、兵志2、宿衛、「仁宗延祐六年九月、知樞密院事塔失鐵木兒言、『諸漢人不得點圍宿軍士、圖籍係軍數者、雖御史亦不得預知、此國制也。比者、領圍宿官言、中書命司計李處恭巡視守倉庫軍卒、有曠役者則罪之、以懲其後、使無怠而已。而李司計擅取軍數、葺士卒、在法爲過。臣等議、宜自中書与樞密遣人案之、驗實以聞。』制可。」
- 25) 矢澤知行 2004, p. 99。『元史』卷21、成宗本紀4、大徳10年、夏4月甲辰、「樞密院臣言、『太和嶺屯田、舊置屯儲總管府、專督其程。人給地五十畝、歲輸糧三十石、或佗役不及耕作者、悉如數徵之、人致重困。乞令軍官統治、以宣慰使玉龍失不花總其事、視軍民所収多寡以爲賞罰。』從之。」

- 26) 矢澤知行 2004,「第 4 章 河南江北行省軍民屯田」の pp. 94-99, pp. 117-125、好並隆司 1957, pp.14-15 を参照。
- 27) 『元史』卷 100、兵志 3、屯田；『國朝文類』卷 41、所収『經世大典』序録、屯田。
- 28) 堤一昭 1998, p. 191；矢澤知行 2004, p. 132。
- 29) 『元史』卷 60、地理志 3、四川等處行中書省、重慶路の割注に「本路三堆・中槽・趙市等處屯田四百二十頃。」とあり、重慶五路守鎮万戸府軍屯 (c) は重慶路内に設けられたことが確認できる。同じく順慶路、廣安府の条には、「元至元十五年，廢寧西軍。二十年，升爲廣安府。舊領渠江・岳池・和溪・新明四縣，後併和溪・新明入岳池。」とあり、広安等處万戸府軍屯 (h) も広安府内に設けられていた。
- 30) 『元史』卷 13、世祖本紀 10、至元 21 年閏 5 月己卯、「給西川蒙古軍鈔、使備鎧仗、耕遂寧沿江曠土以食、四頃以下者免輸地稅。」
- 31) 掲侯斯『掲文安公文集』卷 12「大元勅賜脩堰碑」；『元史』卷 66、河渠志 3、蜀堰；『(乾隆) 灌縣志』(清・孫天寧纂修, 乾隆五十一年序, 東洋文庫藏) 卷 11、蜀堰碑。ただし『掲文安公文集』と『元史』の各テキストには字句の異なる箇所が多い。『(乾隆) 灌縣志』は『元史』に拠っている。
- 32) 掲侯斯『掲文安公文集』卷 12、大元勅賜脩堰碑「……至今上皇帝即位之明年〔元統二年〕、僉四川〔肅政〕廉訪司事吉當普巡行周視、得要害之處三十有二、餘悉罷之。且召灌州判官張弘、計曰、『若甃之石、則役可罷、民可蘓弊、可除胡、憚而莫之〔若甃之以石、則歲役可罷、民力可蘇矣。』』為弘曰、『公慮及此、〃生民之福、國家之幸、萬世之利也。』弘請出私錢〔弘遂出私錢〕、試以小堰。〃成、水暴漲〔而〕堰不動。乃具文書、會行省及蒙古軍七翼之長・郡縣守宰、鄉遂之老、各陳其便宜、皆曰便〔下及鄉里之老、各陳利害、咸以爲便。〕」(〔 〕内は直前下線部の『元史』卷 66、河渠志 3、「蜀堰」の文と補填部分。)
- 33) 掲侯斯『掲文安公文集』卷 12、大元勅賜脩堰碑「是役也、凡石工・金工皆七百人、木工二百五十人、役徒三千九百人、而蒙古軍居其二千。」(『元史』卷 66、河渠志 3、「蜀堰」も同じ。)
- 34) 「翼」はモンゴル時代には、軍事的な数詞として頻見する。『元史』卷 99、兵志 2、鎮戍の例が有名であるが、「〔至元〕二十二年二月、詔改江淮、江西元帥招討司爲上、中、下三萬戸府、蒙古、漢人、新附諸軍、相參作【三十七翼】。上萬戸、宿州、蕪縣、真定、沂邨、益都、高郵、沿海、【七翼】。中萬戸、棗陽、十字路、邳州、鄧州、杭州、懷州、孟州、真州、【八翼】。下萬戸、常州、鎮江、潁州、廬州、亳州、安慶、江陰水軍、益都新軍、湖州、淮安、壽春、揚州、泰州、弩手、保甲、處州、上都新軍、黃州、安豐、松江、鎮江水軍、建康、【二十二翼】。【每翼設達魯花赤、萬戸、副萬戸各一人、以隸所在行院。】」と、原則的に万戸府を示す事が多いが、『元史』卷 86、百官志 2、河南淮北蒙古軍都萬戸府の条のように「札忽兒台萬戸府 萬戸一員、……千戸所九翼、千戸九員、百戸六十二員、彈壓九員。」と、千戸、或いは百戸の数詞としても用いられている。他にも「元翼へ還す」という表現も頻出するため、如何なる規模かを表すのではなく、ただ自立した軍事組織を示す語と解せる。
- 35) 『元史』卷 100、兵志 3、屯田、四川行省所轄軍民屯田二十九處、「夔路萬戸府軍屯、世祖至元二十一年、從四川行省議、除沿邊重地、分軍鎮守、餘軍一萬人、命官於成都諸處擇膏腴地、立屯開耕、爲戸三百五十一人、爲田五十六頃七十畝、凡創立十四屯。」
- 36) 『元史』卷 100、兵志 3、屯田、陝西等處行中書省所轄軍民屯田。
- 37) 『元史』卷 91、百官志 7、諸路萬戸府。3 千人以上が下万戸、5 千人以上が中万戸、7 千人以上が上万戸とされた。
- 38) 『元史』卷 99、兵志 2、鎮戍「〔至元 15 年〕十一月、定軍民異屬之制、及蒙古軍屯戍之地。先是、以李壇叛、分軍民爲二、而異其屬、後因平江南、軍官始兼民職、遂因之。凡以千戸守一郡、則率其麾下從之、百戸亦然、不便。至是、令軍民各異屬、如初制。士卒以萬戸爲率、擇可屯之地屯之、諸蒙古軍士、散處南北及還各輿魯者、亦皆収聚。令四萬戸所領之衆屯河北、阿朮二萬戸屯河南、以備調遣、餘丁定其版籍、編入行伍、俾各有所屬、遇征伐則遣之。」なお「軍民異屬之制」に関しては、堤 1998, pp. 183-188; 矢澤知行 2004, pp. 200-205 を参照。
- 39) 『元史』卷 13、世祖本紀 10、至元 21 年正月庚午の条、「立江淮・荆湖・江西・四川行樞密院、治建康・鄂州・撫州・成都。」また同年冬 10 月己酉の条、「敕、『管軍萬戸爲行省・宣慰使者、毋兼管軍事。仍爲萬戸者、毋兼贖民政。』」なお、各行院は至元 23 年 2 月戊午に廢止し行省に併合されている(『元史』卷 14、世祖本紀 11、「併江南行樞密院四處入行省。」)。

- 40) 『元史』卷11、世祖本紀9、至元19年冬10月庚戌、「以四川民僅十二萬戶、所設官府二百五十餘、令四川行省議減之。移成都宣慰司於碉門。罷利州及順慶府宣慰司。」
- 41) 行院が立った後も、『元史』卷13、世祖本紀10、至元22年10月戊午の条に、「初、西川止立四路、阿合馬濫用官、增而爲九。臺臣言其地民少、留廣元・成都・順慶・重慶・夔府五路、餘悉罷去。後以山谷險要、蠻夷雜處、復置嘉定路・敘州宣撫司以控制之。」とあり、冗官の淘汰と行政官府の整理は続いていた。
- 42) 『元史』卷100、兵志3、屯田、四川行省所轄軍民屯田二十九處、「保寧萬戶府軍屯、世祖至元二十六年、保寧府言、『本管軍人、一戸或二丁三丁、父兄子弟必役、實爲重併、若又遷於成都屯種、去家隔遠、逃匿必多。乞令本府在營士卒、及夔路守鎮軍人、止於保寧沿江屯種。』」從之。簽軍一千二百名。」
- 43) 『元史』卷99、兵志2、鎮戍、至元19年7月、「以隆興・西京軍士代上都戍卒、還西川。先是、上都屯戍士卒、其輿魯皆在西川、而戍西川者、多隆興・西京軍士、每歲輻餉、不勝勞費、至是更之。」
- 44) この歪な守備体制と人員物資移動は、成都平原を最初に攻略し、以降も策源地としたのが西京～上都間を根拠地とした耶律禿花（桓州）と、劉伯林の子孫を中心とした軍団だったことに起因している。彼等は最初期にモンゴルに投降した金の辺境守備軍で、ムカリの指揮下に河東・陝西攻略の中核となって京兆府（現西安）一帯に入植し、モンケ時代に成都一帯へ進出した。
- 45) 松田孝一 1987。
- 46) 『元史』卷99、兵志2、鎮戍の泰定4年12月の条、「十二月、河南行省言、「所轄之地、東連淮・海、南限大江、北抵黃河、西接關陝、洞蠻草賊出沒、與民爲害。本省軍馬俱在瀕海沿江安置、遠者二千、近者一千餘里、乞以砲手・弩軍兩翼、移於汴梁、并各萬戶府摘軍五千名、設萬戶府隨省鎮遏。」樞密院議、「自至元十九年、世祖命知地理省院官共議、於瀕海沿江六十三處安置軍馬。時汴梁未嘗置軍、揚州衝要重地、置五翼軍馬并砲手・弩軍。今親王脫歡太子鎮遏揚州、提調四省軍馬、此軍不宜更動。設若河南省果用軍、則不塔刺吉所管四萬戶蒙古軍內、三萬戶在黃河之南・河南省之西、一萬戶在河南省之南、脫別台所管五萬戶蒙古軍俱在黃河之北・河南省東北、阿刺鐵木兒・安童等兩侍衛蒙古軍在河南省之北、共十一衛翼蒙古軍馬、俱在河南省周圍屯駐。又本省所轄一十九翼軍馬、俱在河南省之南、沿江置列。果用兵、即馳奏於諸軍馬內調發。」從之。」
- 47) 『元史』卷91、百官志7、諸路萬戶府
上萬戶府、管軍七千之上。達魯花赤一員、萬戶一員、俱正三品、虎符。副萬戶一員、從三品、虎符。
中萬戶府、管軍五千之上。達魯花赤一員、萬戶一員、俱從三品、虎符。副萬戶一員、正四品、金牌。
下萬戶府、管軍三千之上。達魯花赤一員、萬戶一員、俱從三品、虎符。副萬戶一員、從四品、金牌。其官皆世襲、有功則陞之。每府設經歷一員、從七品。知事一員、從八品。提控案牘一員。
鎮撫司、鎮撫二員、蒙古漢人參用。上萬戶府正五品、中萬戶府從五品、俱金牌。下萬戶府正六品、銀牌。
- 48) 『元史』卷154、石抹按只伝。
- 49) 蘇天爵『國朝名臣事略』卷7、平章廉文正王。『元史』卷126、廉希憲伝。
- 50) 池内功 1986 に詳しい。
- 51) 『元史』卷155、汪世顯伝附汪良臣伝。
- 52) 『元史』世祖本紀の至元30年には2月辛亥「詔發總帥汪惟和所部軍三千征土蕃、又發陝西・四川兵萬人、以行樞密官明安答兒統之、征西番。」、9月己未、「明安答兒率軍萬人征土蕃、近遣使來言、乞引茂州先附寨官赴闕、不允。」という明安答兒が率いた遠征と、冬10月癸未朔、「以侍衛親軍千戸張邦瑞爲萬戶、佩虎符、將六盤山軍千人及皇子西平王等軍共爲萬人、西征。」という2つのチベット高原への遠征したと思われる記事が載る。汪惟簡の曠志には「〔欠損〕 処宣慰使司官阿都赤・都総帥三个爲頭、統領軍一万、分道〔欠損〕」とあるため、おそらくは前者の明安答兒の遠征に参加していたものと思われる。
- 53) 吳景山『西北民族碑文』（pp. 142-146）「漳県元明威將軍汪惟簡曠志」。
- 54) 『元史』卷150、郝和尚拔都伝。
- 55) 『山右石刻叢編』卷31、梁天翔碑。
- 56) 『元史』卷150、郝和尚拔都「子十二人、長天益、佩金符、太原路軍民萬戶都總管。次仲威、襲五路萬戶。扎刺不花、鎮蠻都元帥・軍民宣慰使。天舉、大都路總管、兼府尹。天祐、陝西輿魯萬戶。天澤、夔州路總管。天麟、京兆等路諸軍輿魯萬戶。天挺、河南江北行中書省平章政事。」ただし各々の就任年月はわからない。

- 57) 『元史』 卷 34、文宗本紀 3、至順元年夏四月戊子の条、及び戊申の条。
- 58) 『元史』 卷 35、文宗本紀 4、至順 2 年春正月戊子の条。
- 59) 『元史』 卷 166、石抹狗狗伝。
- 60) 『元史』 卷 149、耶律秃花伝。耶律秃花一族に関しては周清澍 1999 を参照。
- 61) 『元史』 卷 155、汪世顯伝附汪惟正伝。
- 62) 『元史』 卷 166、劉恩伝。
- 63) 蘇天爵『國朝名臣事略』 卷 7、平章廉文正王。『元史』 卷 126、廉希憲伝。
- 64) 『元史』 卷 149、耶律秃花伝。
- 65) 『元史』 卷 166、劉恩伝。
- 66) 『元史』 卷 15、世祖本紀 12、至元 26 年 2 月丁卯、「成都管軍萬戸劉德祿上言、願以兵五千人招降八番蛮夷、因以進取交趾。樞密院請立元帥府、以藥刺罕及德祿竝爲都元帥、分四川軍萬人隸之、帝從之。」および『元史』 卷 17、世祖本紀 14、至元 29 年春正月癸丑「八番都元帥劉德祿言、『新附洞蛮十五寨、請置官府以統之。』詔設陳蒙・爛土軍民安撫司。」
- 67) 『元史』 卷 155、汪世顯伝附汪惟正伝; 卷 159、商挺伝。『西北民族碑文』 「隴西県元貞肅汪公神道碑碑陰」 (pp. 121-127)。
- 68) 『西北民族碑文』 「漳県元中書左丞汪惟正夫人耶律氏墓誌銘」 (pp. 129-130)。
- 69) 『元史』 卷 149、劉伯林伝。
- 70) 徳州は、成都府路の徳陽県に置かれていた (『元史』 卷 7、世祖本紀 4、至元 8 年 9 月戊辰の条)。
- 71) 『元史』 卷 5、世祖本紀 2、中統 3 年 10 月丁卯の条; 卷 155、汪良臣伝; 卷 161、楊大淵伝; 卷 162、李忽蘭吉伝。李忽蘭吉は鞏昌路元帥のまま「閩蓬廣安順慶夔府等處蒙古漢軍都元帥參議」を務めた。
- 72) 『永樂大典』 卷 19416、站赤 1、中統 3 年 3 月 12 日の条。
- 73) 『元史』 卷 21、成宗本紀 4。地震は『元史』 卷 50、五行志 1、土の条。地震は大徳 7 年 (1303 年) 8 月辛卯の夕刻に起こり、倒れた官民の廬舎は 10 万を数えた。以後、大徳 10 年正月でも大きな余震が続いていた。
- 74) 『元史』 卷 129、紐璘伝。
- 75) 松田孝一 1993c, pp. 39-41、李治安 2010a。
- 76) 『元史』 卷 129、紐璘伝。
- 77) 『元史』 卷 20、成宗本紀三、大徳 3 年 2 月丁巳の条、「罷四川・福建等處行中書省、陝西行御史臺、江東・荆南・淮西三道宣慰司。置四川・福建宣慰司都元帥府及陝西漢中道肅政廉訪司。」; 同卷 21、成宗本紀四、大徳 7 年 6 月己丑の条、「罷四川宣慰司、立四川行中書省、以雲南行省平章脱脱・湖廣行省議事平章程鵬飛並為平章政事。」
- 78) 松田孝一 1982。
- 79) 大徳 2 年から 7 年頃の時期における元朝の制度的な体制改革は、軍事面での平章政事ら行省官の関与、駅伝制、そして江南の税制にも及んでおり、総合的に再検討されるべきである。
- 80) 牛根靖裕 2008。
- 81) 『元史』 卷 20、成宗本紀三、大徳 5 年 11 月丁未の条、「遣劉国傑及也先忽都魯將兵萬人、八剌及阿塔赤將兵五千人、征宋隆濟。」同大徳 6 年 2 月庚午の条、「謫諸王孛羅於四川八剌軍中自效。」
- 82) 『元史』 卷 142、答失八都魯伝。
- 83) 虞集『道園学古録』 卷 47: 『(同治) 重修成都県志』 卷 15: 陳垣 (編) 『道家金石略』 pp. 901-902: 『巴蜀道教碑文集成』 pp. 178-180。
- 84) 虞集『道園類稿』 卷 43、「江西省参政董公神道碑」 「英宗即位、擇舊臣將帥備宿衛、樞臣以公爲薦。囊加歹者、自其祖紐璘以兵定四川而守之、世鎮其土。至是、命爲四川雲南平章、熟邊徼、擅征發、將肆意。於西陲以爲大小徹里之地、地多産金、將以奪、鹽井絶貢賦爲之、罪而討之、事聞 朝廷。上遣左阿速衛指揮使那海禪與公往察之。是時、宗室王禪、鎮西南夷、專制一方。囊加歹與之合從不意。 朝廷之以公使也、公至察其情、乃語之曰、「遠人反覆不常、視邊帥處事善否以爲叛服、今小有不安御、失其道者之罪也。且無反狀、何得擅謀興兵乎。」囊加歹曰、「我與使者及省臣議定啓太子、起兵令公不從、不畏省臣、獨不畏太子邪。」太子謂王禪也。公曰、「吾以 天子之命察軍行可否。吾知兵不可出、則還奏其狀耳。何所畏邪。昔、

劉琛首禍征八百媳婦之國。兵殲財匱、爲 朝廷憂。事敗、竟伏誅。闕下爾不知邪。」馳歸奏軍不可出狀議寢。劉琛之誅、實忠宣公爲中丞時、所劾也。」

85) ナンギャダイの宣政院使兼任に関しては、『元史』巻 29、泰定帝本紀 1、泰定元年 3 月庚子の条。

参考文献

植松正

1996: 「元代江南投下領の分賜について」(『史窓』 53, pp. 1-15, 植松 1997, pp. 98-122 に再録)

1997: 『元代江南政治社会史研究』(汲古書院, 汲古叢書 11, 1997 年)

池内功

1986: 「アリク = ブカ戦争と汪氏一族」(野口鐵郎編『中国史における乱の構図』筑波大学創立十周年記念東洋史論集, 雄山閣出版, 1986年, pp. 270-293)

牛根靖裕

2001: 「元代の鞏昌都總帥府の成立とその展開について」(『立命館東洋史学』 24, pp. 85-132.)

2007: 「モンゴル時代オルドス地方のチャガン・ノール分地」(『立命館史学』 28, pp. 83-112)

2008: 「元代雲南王位の変遷と諸王の印制」(『立命館文学』 608, pp. 84-111 (371-397))

呉景山

2001: 『西北民族碑文』(甘肅人民出版社, 2001 年)

佐口透

1951: 「河西におけるモンゴル封建王侯」『和田博士還暦記念東洋史論叢』講談社, pp. 255-272

杉山正明

1978: 「モンゴル帝国の原像 — チンギス・ハンの一族分封をめぐる —」(『東洋史研究』 37-1, pp. 1-34, 杉山正明 2004, pp. 28-61 に再録)

1982a: 「クビライ政権と東方三王家 — 鄂州の役再論 —」(『東方学報』 京都, 54, pp. 257-315, 杉山正明 2004, pp. 62-126 に再録)

1982b: 「幽王チュベイとその系譜 — 元明史料と『ムイッズル・アンサーブ』の比較を通じて —」(『史林』 65-1, pp. 1-40, 杉山正明 2004, pp. 242-287 に再録)

1983: 「ふたつのチャガタイ家」(『明清時代の政治と社会』, pp. 651-700, 杉山正明 2004, pp. 288-333 に再録)

2004: 『モンゴル帝国と大元ウルス』(京都大学学術出版会, 東洋史研究叢刊 65 (新装版 3))

陳世松

1999: 「宋元戦争与四川文化的變遷」(『元史論叢』 7, pp. 61-71)

堤一昭

1992: 「元代華北のモンゴル軍団長の家系」(『史林』 75-3, pp. 32-67)

1998: 「大元ウルスの江南駐屯軍」(『大阪外国語大学論集』 19, pp. 173-198)

方慧

2001: 『大理総管段氏世次年歴及其与蒙元政権関係研究』(雲南大学中国民族史博士文叢、雲南教育出版社、2001 年)

本田実信

1953: 「チンギス・ハンの千戸 — 『元朝秘史』 とラシード『集史』 との比較を通じて —」(『史学雑誌』 62-6, pp. 1-26, 本田実信『モンゴル時代史研究』東京大学出版, 1991年, pp. 17-40 に再録)

1991: 『モンゴル時代史研究』(東京大学出版会、1991 年)

松田孝一

1978: 「モンゴルの漢地統治制度 — 分地分民制度を中心として —」(『待兼山論叢』 11, 史学篇, pp. 33-54)

1979: 「元朝期の分封制 — 安西王の事例を中心として —」(『史学雑誌』 88-8, pp. 37-74)

1980: 「雲南行省の成立」(『立命館文学』 418 ~ 421 合併号 (三田村博士古稀記念東洋史論叢), pp. 251-272)

1982: 「カイシャンの西北モンゴリア出鎮」(『東方学』 64, pp. 73-87)

1987: 「河南淮北蒙古軍都万戸府考」(『東洋学報』 68-3・4, pp. 37-65)

1992: 「チャガタイ家千戸の陝西南部駐屯軍団 (上)」(『国際研究論叢』 5-2, 大阪国際大学, pp. 67-86)

- 1993:「チャガタイ家千戸の陝西南部駐屯軍団(下)」(『国際研究論叢』5-3・4, 大阪国際大学, pp. 35-50)
 2000:「中国交通史 一元時代の交通と南北物流一」(松田孝一編『東アジア経済史の諸問題』阿吽社, pp. 135-157)

村岡 倫

- 1997:「元代江南投下領とモンゴリアの遊牧集団」(『龍谷紀要』18-2, pp. 13-30)
 1980b:「雲南行省の成立」(『立命館文学』418～421 合併号(三田村博士古稀記念東洋史論叢), pp. 251-272)
 2002:「モンゴル時代の右翼ウルスと山西地方」(『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』平成12～13年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書(課題番号:12410096)(研究代表者 松田孝一), pp. 151-170)

村岡 倫・谷口 綾

- 2008:「カラコルム三皇廟残碑とモンケ・カアンの後裔たち」(『内陸アジア諸言語資料の解読によるモンゴルの都市発展と交通に関する総合研究』(平成17年度～19年度科学研究費補助金基盤研究(B)(研究代表者 松田孝一)研究成果報告書, 課題番号:17320113, pp. 137-189)

矢澤知行

- 2004:『モンゴル時代の兵站政策に関する研究—大元ウルスを中心として—』(コンテンツワークス株式会社)

好並隆司

- 1957:「元朝屯田攷」(『岡山史学』3, pp. 1-26)

李 治安

- 2010a:「元陝西四川蒙古軍都万戸府考」(『歴史研究』2010-1, pp.66-79)
 2010b:「元代四川行省沿革与特征」(『宋遼金元史』2010.03, pp. 70-77, 初出『歴史教学』高校版(天津), 2010.2, 下 pp. 3-9)

(本学大学院研究生)